

児童・障害者相談センター  
児童相談センター

# 業 務 概 要

2025 年度版  
(2024 年度実績)





## ○児童福祉法抜粋

(児童の権利)

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(保護者、地方公共団体の責任)

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

## ○児童の権利に関する条約抜粋

前文 この条約の締約国は、(中略)

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣言された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、(中略)

次のとおり協定した。

### 第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 (略)

## ○障害者基本法抜粋

(地域社会における共生等)

第3条 第1条に規定する社会<sup>\*</sup>の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二以下 略

\*全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会

## はじめに

日頃は、児童福祉、障害者福祉の推進について、御理解と御協力をいただき心から御礼申し上げます。

この度、県内 7 児童・障害者相談センターと 3 児童相談センター（児童相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所をこの冊子ではまとめて「児童・障害者相談センター」と表記します。また、児童・障害者相談センターの児童相談部門と児童相談センターを合わせて単に「児童相談センター」とします。）の 2024 年度事業実績をまとめました。

2024 年度に児童相談センターが対応した相談件数は 21,028 件でした。そのうち児童虐待相談は 7,289 件（前年度比 103.1%）となり、前年度からさらに増加し、過去最多件数を更新しました。

全国的には依然として児童虐待相談対応件数が増加しており、国全体で更なる児童虐待防止対策の強化が図られています。愛知県におきましても、2022 年 12 月に国から示された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、専門職員の人材確保及び研修の充実などの体制強化をすすめるとともに、市町村、警察、医療機関等の関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待の予防と早期発見・早期対応、里親等への委託推進、被虐待児童の自立支援等に取り組んでまいります。

2024 年度に障害者更生相談所が対応した相談件数は、身体障害者相談が 32,944 件（前年比 102.2%）、知的障害者相談は 4,868 件（前年比 105.1%）で、いずれも前年より増加しました。

障害者更生相談所では、手帳の交付や更生医療・補装具の要否判定の実施等を通して、障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らし続けられるように一層支援してまいります。

これからも、関係機関の方々との連携・協力の下、児童福祉法・障害者基本法の趣旨に則り、子どもの最善の利益のために、また、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共生できる社会を実現するために、職員一同日々力を注いでまいりたいと考えております。

2025 年 11 月

中央児童・障害者相談センター長	前田 清
海部児童・障害者相談センター長	竹内 元子
知多児童・障害者相談センター長	鈴木 勉
西三河児童・障害者相談センター長	木村 聰
豊田加茂児童・障害者相談センター長	松永 聰
新城設楽児童・障害者相談センター長	松浦 真弓
東三河児童・障害者相談センター長	兼子 利雄
一宮児童相談センター長	百瀬 貴子
春日井児童相談センター長	杉本 一正
刈谷児童相談センター長	近藤 雅明

# 目 次

## 第1 児童（・障害者）相談センターの概要

1 沿革	1
2 所在地と管轄区域	2
3 機構と職員配置状況	3

## 第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務

1 概要	
(1) 業務内容	5
(2) 業務系統図	6
(3) 相談の種類と主な内容	7
2 児童相談業務の状況	
(1) 相談業務	
ア 相談受付の状況	8
イ 相談受付の種別	9
ウ 相談対応の状況	10
エ 延べ件数	12
オ 児童虐待相談の状況	13
(2) 家庭支援電話相談業務	16
(3) 一時保護業務	17
(4) 里親関連業務	18
(5) 児童虐待防止対策事業	20
3 資料	
福祉行政報告例等	24

## 第3 障害者相談部門の業務

1 概要	40
2 業務内容	41
3 障害者相談業務の実施状況	45
4 資料	49

## 第1 児童（・障害者）相談センターの概要

### 1 沿革

1948年 4月 1日	中央児童相談所開設
1948年6月 30日	一宮児童相談所（現一宮児童相談センターの管轄区域を管轄）、岡崎児童相談所（西三河地域を管轄）、豊橋児童相談所（東三河地域を管轄）開設
1953年 11月 1日	身体障害者更生相談所開設
1956年 11月 1日	地方自治法が一部改正され、名古屋市域の児童相談業務が名古屋市へ移管
1960年 7月 1日	精神薄弱者更生相談所開設
1972年 4月 1日	一時保護業務（一時保護所）を中央児童相談所に集中管理
1973年 4月 1日	半田児童相談所開設（知多地域を管轄）
1975年 4月 1日	豊田児童相談所開設（豊田加茂地域を管轄）
1977年 5月 1日	心身障害者更生相談所開設（西三河（豊田加茂地域を除く）及び東三河地域の身体障害者・精神薄弱者更生相談所業務を所轄）
1981年 4月 1日	刈谷児童相談所開設（碧海5市を管轄）
1989年 4月 1日	津島児童相談所開設（海部地域を管轄）
1993年 9月 1日	名古屋市精神薄弱者更生相談所の開設に伴い、名古屋市内の業務を名古屋市へ移管
1999年 4月 1日	精神薄弱者福祉法の改正（知的障害者福祉法に名称変更等）に伴い、精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に改称
2002年 4月 1日	愛知県第3次行革大綱に基づく地方機関の再編として、8か所の児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び心身障害者更生相談所を、3か所の児童・障害者相談センターと6か所の児童相談センターに再編（新城設楽児童相談センター開設（新城市、北設楽郡（稻武町を除く）、南設楽郡を管轄））
2008年 4月 1日	同じく地方機関の再編を行い、3か所の児童・障害者相談センター、6か所の児童相談センターを、7か所の児童・障害者相談センターと3か所の児童相談センターに再編（春日井児童相談センター開設（春日井市、小牧市を管轄）） (同時に、県事務所健康福祉課と併せた再編により、7か所の児童・障害者相談センターは「福祉相談センター」の組織となる)
	三河地区に一時保護所を開設
2015年 4月 1日	尾張地区に一時保護所を開設

## 2 所在地と管轄区域

### (1) 所在地

相談センター名	設置場所	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人)	18歳未満(人)
中央児童・障害者相談センター	名古屋市中区三の丸2-6-1 三の丸庁舎7階 TEL 052-961-7250 〒460-0001	272	642,631	103,887
海部児童・障害者相談センター	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎3階 TEL 0567-25-8118 〒496-8535	209	318,059	45,439
知多児童・障害者相談センター	半田市宮路町1-1 TEL 0569-22-3939 〒475-0902	392	615,822	96,021
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎9階 TEL 0564-27-2779 〒444-0860	605	588,595	94,142
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市瑞穂町2-5-1 TEL 0565-33-2211 〒471-0863	951	476,445	71,530
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市字中野6-1 TEL 0536-23-7366 〒441-1326	1,052	48,096	5,544
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市八町通5-4 東三河総合庁舎1階 TEL 0532-54-6465 〒440-0806	671	677,835	100,459
一宮児童相談センター	一宮市昭和1-11-11 TEL 0586-45-1558 〒491-0917	334	774,735	112,482
春日井児童相談センター	春日井市神屋町713-8 TEL 0568-88-7501 〒480-0304	156	447,832	66,387
刈谷児童相談センター	刈谷市神田町1-3-4 TEL 0566-22-7111 〒448-0851	203	528,924	85,022
計		4,845	5,118,974	780,913

(注) : 「面積」は、2025年4月1日現在(国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より)

・「人口」は、2025年4月1日現在(県民生活部統計課「県及び市町村別男女別年齢別推計人口」より)

・「18歳未満」は、17歳以下の人口の和を計上。2025年10月1日現在(県民生活部統計課「県及び市町村別男女別年齢別推計人口」より)

### (2) 管轄区域

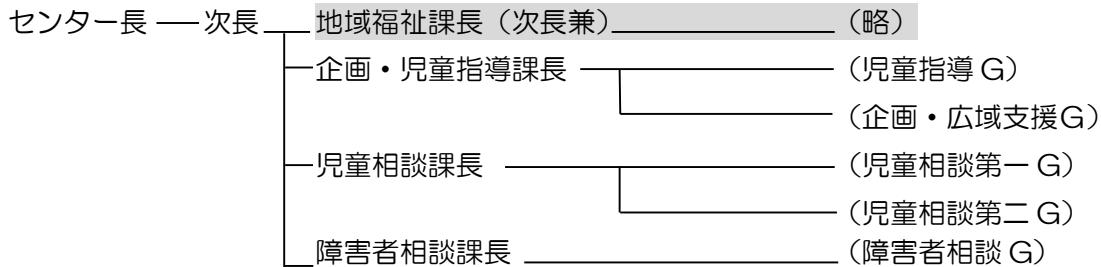
2025年4月1日現在

相談センター名	児童相談業務	障害者相談業務
中央児童・障害者相談センター	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町	左に加え、海部児童・障害者、知多児童・障害者、一宮児童、春日井児童の管轄区域の全業務
海部児童・障害者相談センター	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
知多児童・障害者相談センター	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市、西尾市、幸田町	左に加え、豊田児童・障害者、刈谷児童の管轄区域の全業務
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市、みよし市	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	左に加え、新城設楽児童・障害者の管轄区域の全業務
一宮児童相談センター	一宮市、犬山市、江南市、稻沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	
春日井児童相談センター	春日井市、小牧市	
刈谷児童相談センター	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	

### 3 機構と職員配置状況 (2025年4月1日現在)

#### (1) 機 構

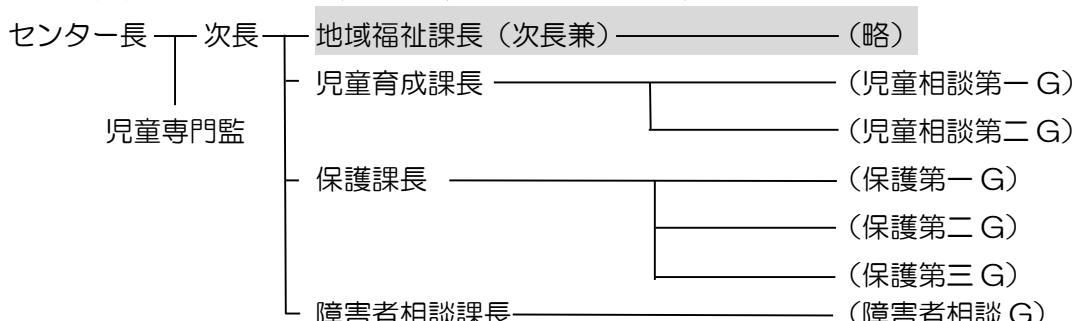
##### ○尾張福祉相談センター（中央児童・障害者相談センター）



##### ○海部、知多、豊田加茂福祉相談センター（児童・障害者相談センター）



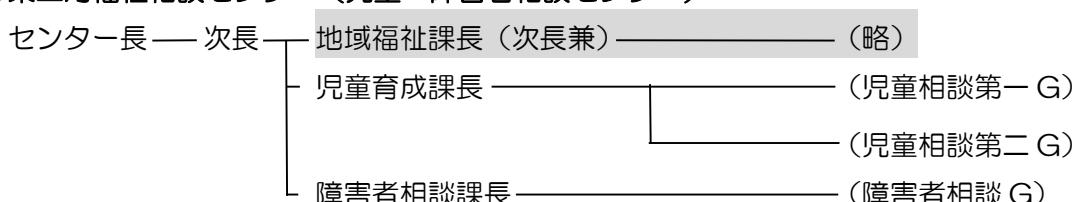
##### ○西三河福祉相談センター（児童・障害者相談センター）



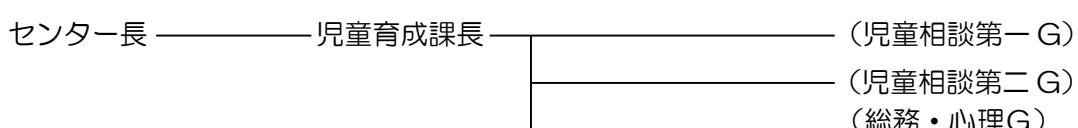
##### ○新城設楽福祉相談センター（児童・障害者相談センター）



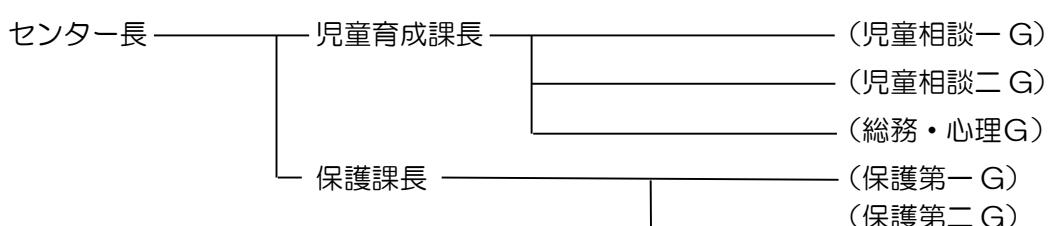
##### ○東三河福祉相談センター（児童・障害者相談センター）



##### ○一宮児、刈谷児童相談センター



##### ○春日井児童相談センター



※ 福祉事務所部分

(2) 職員配置状況 (2025年4月1日現在)

名称	センター長	児童相談部門							障害者相談部門				計
		医師	スーパーバイザー	児童福祉司	児童心理司	保健師	一時保護所職員	その他	障害者福祉司	判定員	看護師	その他	
中央	1	(2)	5	25	14	1		(8)	1	3	1	2 (4)	53 (14)
海部	1	(1)	3	13 (3)	8	1		(3)		1			27 (7)
知多	1		4	21	12	1		(2)		1			40 (2)
西三河	1	1 (1)	5	25	14	1	41 (8)	(7)	1	1 (1)	1	1	92 (17)
豊田 加茂	1		4	20 (4)	12	1		(2)		1			39 (6)
新城 設楽	1	(1)	1	2	1	1				1			7 (1)
東三河	1	(1)	5	22	13	1		(1)	1	1	1	(1)	45 (3)
一宮	1	(2)	6	28	17	1		2 (4)					55 (6)
春日井	1		5	22	13	1	28 (3)	3 (5)					73 (8)
刈谷	1		4	22	12	1		2 (3)					42 (3)
計	10	1 (8)	42	200 (7)	116	10	69 (11)	7 (35)	3	9 (1)	3	3 (5)	473 (67)

※( )は非常勤職員等（別掲）

## 第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務

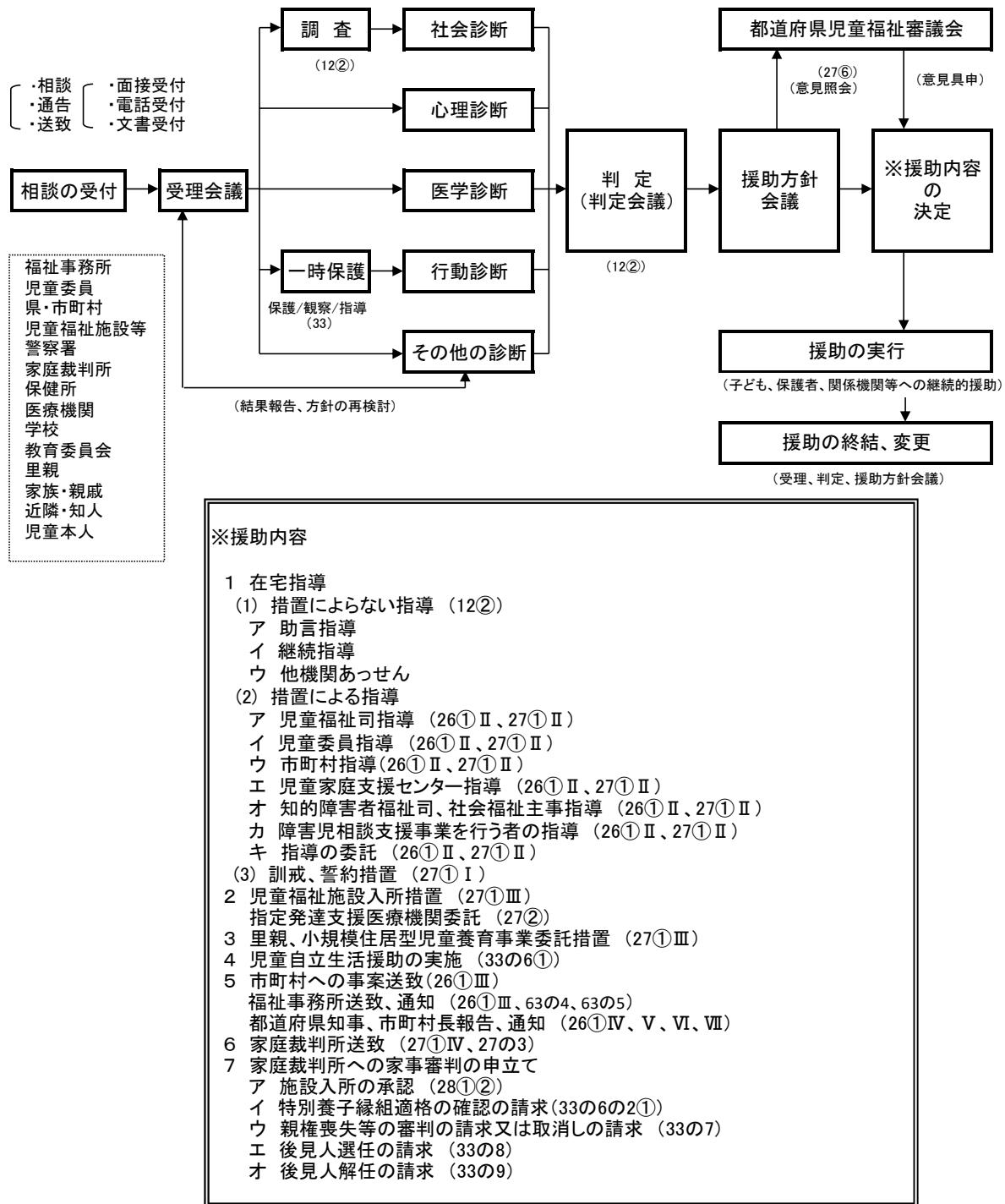
### 1 概 要

#### (1) 業務内容

児童・障害者相談センターの児童相談部門及び児童相談センター（以下、総称して「児童相談センター」という。）は、児童福祉法及び児童虐待防止法に規定される「児童相談所」業務を行っており、児童福祉のための専門機関として、主として以下の業務を行っている。

- 1 市町村の業務（児童福祉法第10条第1項に規定 子ども等の福祉に関し、必要な情報の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応すること。
- 3 子ども及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
- 4 子どもを児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること。
- 5 子どもの一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- 6 一時保護解除後の家庭その他環境の調整等の措置により子どもの安全を確保すること。
- 7 家庭裁判所に対し、後見人の選任・解任並びに親権喪失等の請求を行うこと。
- 8 里親に関する普及啓発を行うこと。また、里親について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- 9 子どもを養子とする養子縁組に関する者について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

## (2) 業務系統図



(数字は児童福祉法の該当条項等)

### (3) 相談の種類と主な内容

大分類	相 談 の 種 類	内 容
養 護 相 談	児童虐待相談	<p>児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。</p> <p>(1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行</p> <p>(2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要</p> <p>(3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力</p> <p>(4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児</p>
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。 (ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う)
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガーサー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があつたと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があつたとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあつた子どもに関する相談。 (受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する)
育 成 相 談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘默、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。 (非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う)
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

## 2 児童相談業務の状況

### (1) 相談業務

#### ア 相談受付の状況

##### ○ 経路別受付状況

2024年度の県内10か所の児童相談センターの「相談受付件数」は21,201件で、2023年度の20,629件から+572件(+2.8%)の増加となっています。

相談受付の経路としては市町村（福祉事務所、児童委員、保健センター等）からの受付が一番多く、8,028件となっています。次に警察からが5,900件、家族・親戚からが3,986件、となっています。

区分	県			市町村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			認定こども園	警察署	家庭裁判所
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関			
男	75	2	78	4,975	0	8	391	27	115	15	4	3,263	6
女	144	4	75	2,420	0	12	214	24	129	18	3	2,637	2
性別不詳	5	0	0	6	0	2	0	1	0	0	0	0	0
計	224	6	153	7,401	0	22	605	52	244	33	7	5,900	8
構成比	1.1%	0.0%	0.7%	35%	0.0%	0.1%	2.9%	0.2%	1.2%	0.2%	0.0%	27.8%	0.0%

区分	保健所及び医療機関			学校等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等								
男	2	141	8	270	7	35	0	2,384	636	133	85	12,660	
女	0	135	16	313	9	14	0	1,541	521	137	61	8,429	
性別不詳	0	4	0	1	0	0	0	61	19	1	12	112	
計	2	280	24	584	16	49	0	3,986	1,176	271	158	21,201	
構成比	0.0%	1.3%	0.1%	2.8%	0.1%	0.2%	0.0%	18.8%	5.5%	1.3%	0.7%	100.0%	

## イ 相談受付の種別

### ○ 相談種類別児童受付状況

2024年度の「相談受付件数」21,201件の相談種別・年齢別の内訳は、以下のとおりです。

	養護相談		保健相談	障 壱 相 談						非行相談	
	児童虐待相談	その他の相談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 論	重 相 症 心 身 障 害 論	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談
0歳	419	252	4	2	0	0	4	1	0	0	0
1歳	409	156	2	0	0	0	6	64	0	0	0
2歳	420	172	1	0	0	0	7	108	4	0	0
3歳	439	195	0	1	0	0	12	667	31	0	0
4歳	390	169	0	1	0	0	3	300	25	0	0
5歳	430	168	0	5	0	0	25	780	78	0	0
6歳	408	164	0	4	0	0	14	415	43	0	0
7歳	471	198	0	6	0	0	32	669	66	3	3
8歳	421	169	0	10	1	1	7	308	52	1	4
9歳	436	184	0	3	1	0	11	246	37	2	9
10歳	445	194	0	5	0	0	27	599	39	2	12
11歳	454	203	0	0	1	1	13	406	41	5	17
12歳	417	244	0	4	0	1	11	340	23	11	40
13歳	465	283	0	4	0	1	19	691	33	25	86
14歳	406	276	0	2	0	0	15	434	33	33	41
15歳	362	345	0	0	0	0	5	331	12	15	3
16歳	305	294	2	1	0	0	17	544	7	18	0
17歳	273	228	0	1	0	0	22	476	4	11	2
18歳以上	4	19	7	0	0	0	2	10	0	0	0
年齢不詳	0	110	0	0	0	0	0	4	5	10	0
計	7,374	4,023	16	49	3	4	252	7,393	533	136	217

	育 成 相 談				その他の相談	計	(再掲)		
	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 相 児 ・ しつ け 談			児童虐待通告	いじめ相談	児童被買春等相談
0歳	0	0	0	13	3	698	455	0	0
1歳	0	0	0	17	1	655	459	0	0
2歳	0	0	0	20	0	732	483	0	0
3歳	3	0	2	56	5	1,411	490	0	0
4歳	2	0	2	51	3	946	447	0	0
5歳	4	0	23	49	1	1,563	485	0	0
6歳	22	1	40	17	3	1,131	454	0	0
7歳	33	1	64	1	4	1,551	537	0	0
8歳	25	1	28	0	2	1,030	461	2	0
9歳	34	5	27	0	3	998	492	1	0
10歳	38	3	20	0	2	1,386	516	2	0
11歳	45	4	13	1	4	1,208	503	3	0
12歳	56	3	14	1	4	1,169	464	1	0
13歳	62	5	26	0	3	1,703	513	2	0
14歳	29	5	15	1	4	1,294	447	2	0
15歳	49	6	4	0	2	1,134	396	1	0
16歳	37	3	1	0	4	1,233	338	5	0
17歳	19	2	2	0	4	1,044	271	4	0
18歳以上	1	0	0	0	32	75	0	1	0
年齢不詳	44	13	7	19	28	240	6	7	0
計	503	52	288	246	112	21,201	8,217	31	0

## ウ 相談対応の状況

### ○ 相談種類別対応状況

2024年度の「相談対応件数」は21,028件で、前年度に比べ+554件(+2.7%)の増加となっています。(11ページの表のとおり)

相談種別ごとに見ますと、障害児に関する「障害相談」が8,151件で全体の38.8%を占めており、以下、「養護相談(虐待)」7,289件(34.7%)、「養護相談(虐待を除く)」4,016件(19.1%)、しつけや児童の性格行動等に関する「育成相談」1,088件(5.2%)の順となっています。

前年度と比較しますと、前年度は減少した「障害相談」が105.3%(7,744件→8,151)、「養護相談(虐待を除く)」が100.8%(3,983件→4,016件)と増加している一方、前年度は増加した「非行相談」が99.7%(356件→355件)と僅かに減少しています。そのほか、前年度と同様に「養護相談(虐待)」は103.1%(7,073件→7,289件)と増加、「育成相談」は93.5%(1,164件→1,088件)と減少しています。

### ○ 対応の内訳

児童相談センターが対応した21,028件の対応種別の内訳では、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が18,288件で全体の87.0%を占めています。「助言指導」の内訳を見ますと、障害相談が8,045件(44.0%)、養護相談が9,017件(49.3%)を占めています。心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」は895件で全体の4.3%を占めています。「継続指導」のうち、養護相談-児童虐待相談が537件(60.0%)、養護相談-その他の相談が280件(31.3%)で、養護相談だけで「継続指導」の91.3%を占めています。措置について見ますと、児童福祉施設への入所措置である「児童福祉施設入所」は298件で全体の1.4%を占めており、里親・ファミリーホーム委託の措置である「里親委託」は87件で全体の0.4%を占めています。なお、2017年度から通告を受けた児童がより身近で適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」を実施しており、2024年度は693件(3.3%)の事案を市町村に送致しました。

前年度と比較しますと前年度は減少していた「児童福祉施設入所」が104.9%(284件→298件)、「継続指導」が109.1%(820件→895件)と増加しています。「助言指導」は、103.5%(17,675件→18,288件)と今年度も増加しております。その一方、前年度は増加した「市町村支援」が83.8%(827件→693件)と減少しています。

区分	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭・指導支援センター	市町村指導委託	市町村送致	福祉的福事障祉務主所者事送福指致祉導又は・含通社む知
	助言指導	継続指導	他機関あつせん						
相談	児童虐待相談	5,740	537	36	86	0	0	0	660 0
	その他の相談	3,277	280	117	6	0	0	0	32 0
保健相談		15	0	1	0	0	0	0	0 0
障害相談	肢体不自由相談	9	0	0	0	0	0	0	0 0
	視聴覚障害相談	3	0	0	0	0	0	0	0 0
	言語発達障害等相談	2	0	2	0	0	0	0	0 0
	重症心身障害相談	206	0	0	0	0	0	0	0 0
	知的障害相談	7,297	10	1	0	0	0	0	0 0
	発達障害相談	528	1	4	0	0	0	0	0 0
相非談行	ぐ犯行為等相談	89	23	6	6	0	0	0	0 0
	触法行為等相談	14	3	1	61	0	0	0	0 0
育成相談	性格行動相談	435	38	20	0	0	0	0	0 0
	不登校相談	50	0	1	0	0	0	0	0 0
	適性相談	288	0	1	0	0	0	0	0 0
	育児・しつけ相談	238	3	7	0	0	0	0	1 0
その他の相談		97	0	15	0	0	0	0	0 0
計		18,288	895	212	159	0	0	0	693 0
再掲	いじめ相談	30	0	1	0	0	0	0	0 0
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0	0 0

区分	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入用所施設契等への約	その他	計
		入所	法家へ家庭入2裁判所7判の条所再の送掲3致～による	通所						
相談	児童虐待相談	4	149	0	0	1	28	0	48	7,289
	その他の相談	0	125	0	0	0	58	2	119	4,016
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	16
障害相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	40	0	49
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	重症心身障害相談	0	3	0	0	0	0	36	3	248
	知的障害相談	0	3	0	0	0	0	0	3	7,314
	発達障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	533
相非談行	ぐ犯行為等相談	0	4	0	0	0	1	1	0	132
	触法行為等相談	112	9	0	0	0	0	16	0	223
育成相談	性格行動相談	0	5	0	0	0	0	0	1	499
	不登校相談	0	0	0	0	0	0	0	0	51
	適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	289
	育児・しつけ相談	0	0	0	0	0	0	0	0	249
その他の相談		0	0	0	0	0	0	0	1	113
計		116	298	0	0	1	87	17	78	184 21,028
再掲	いじめ相談	0	0	0	0	0	0	0	0	31
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 工 延べ件数

2024 年度中に調査や指導を行った延べ件数は 422,904 件で、前年度に比べ 45,024 件 (+11.9%) 増加しています。

相談種別ごとに見ますと、「養護相談（虐待）」が 242,612 件で全体の 57.4% を占めています。以下、「養護相談（虐待を除く）」132,700 件 (31.4%)、「障害相談」25,992 件 (6.1%) の順となっています。

前年度と比較しますと、昨年度増加した「非行相談」が 91.9% (11,914 件→10,954 件) と今年度は減少しており、昨年度減少した「養護相談（虐待を除く）」は 107.4% (123,504 件→132,700 件)、「育成相談」も 108.4% (9,668→10,482 件) と増加しています。そのほか「養護相談（虐待）」は 116.9% (207,517 件→242,612 件) と今年度も増加しています。

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
児童	37,799	2,052	147	1,159	7,667	1,000	586	0	2,926	0	4	6,531	2,790	72	62,733
保護者	101,618	6	1	5	0	0	1	0	8,977	0	3	397	3,624	31	114,663
その他	237,842	14	0	8	0	0	0	0	2,349	0	0	1,124	4,132	39	245,508
計	377,259	2,072	148	1,172	7,667	1,000	587	0	14,252	0	7	8,052	10,546	142	422,904

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計	
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員		
養護相談	児童虐待相談	226,095	952	102	736	511	44	357	0	2,815	0	3	4,777	6,147	73	242,612
	その他の相談	124,076	380	43	396	202	22	76	0	1,292	0	4	2,564	3,591	54	132,700
保健相談		42	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	1	0	0	49
障害相談	肢体不自由相談	411	0	0	0	4	0	0	0	37	0	0	0	1	0	453
	視聴覚障害相談	50	0	0	0	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	56
	言語発達障害等相談	6	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	10
	重症心身障害相談	1,307	0	0	0	87	125	1	0	232	0	0	3	12	0	1,767
	知的障害相談	5,978	690	0	2	5,895	797	5	0	8,267	0	0	55	38	0	21,727
	自閉症等相談	828	1	0	0	479	2	0	0	647	0	0	13	9	0	1,979
非行相談	ぐ犯行為当相談	4,074	25	3	22	19	0	28	0	163	0	0	143	156	9	4,642
	触法行為当相談	5,673	4	0	4	53	2	84	0	112	0	0	184	194	2	6,312
育成相談	性格行動相談	7,693	20	0	12	42	0	35	0	149	0	0	287	381	4	8,623
	不登校相談	283	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	4	0	290
	適性相談	288	0	0	0	261	3	1	0	369	0	0	14	0	0	936
	育児・しつけ相談	341	0	0	0	111	4	0	0	154	0	0	10	13	0	633
その他の相談		114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	115
														422,904		

## 才 児童虐待相談の状況

### ○ 対応件数の推移（2009年度～ 全国と愛知県）

児童虐待相談の統計が取り始められた1990年度から愛知県、全国ともに児童虐待相談は増え続けており、特に「児童虐待防止法」が施行された2000年頃から一気に増加しました。2023年度は、前年度より増加しておりましたが、2024年度も愛知県の児童虐待相談対応件数は、7,289件で前年度比103.1%(+216件)とさらに増加しました。



### ○ 虐待の種類別構成比

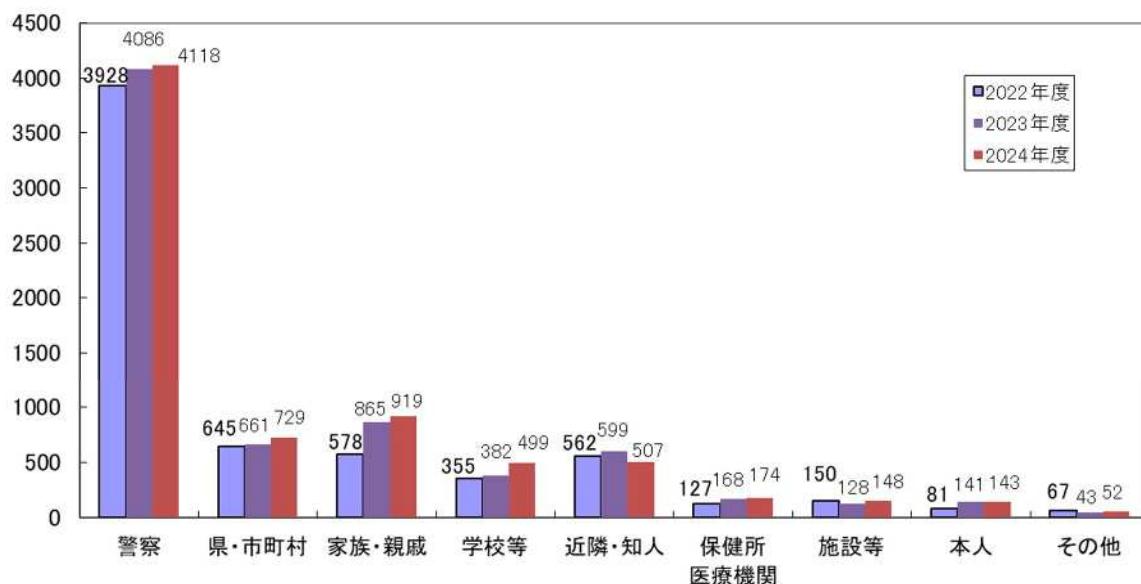
種類別構成比では、心理的虐待が4,572件(62.7%)、次に身体的虐待が1,890件(25.9%)となっています。心理的虐待のうち「児童の面前での家族間暴力・暴言による心理的虐待」が年々増加しており、2016年度からは、「心理的虐待」が児童虐待相談の半数を超えていました。

### ○ 児童虐待相談の受付経路

受付経路については、「警察」からの通告が4,118件(56.5%)と最も多く、これは児童の面前での家族間暴力・暴言などの心理的虐待に関する通告の増加によるものです。以下、「家族・親戚」が919件(12.6%)、市町村や児童委員などの「県・市町村」が729件(10.0%)の順となっています。

前年度との比較では、「近隣・知人」が-92件(-15.4%)と減少しましたが、それ以外の区分は増加しました。「学校等」が+117件(+30.6%)、「県・市町村」が+68件(+10.3%)など(14ページのグラフのとおり)

### 虐待通報の経路



#### ○ 被虐待児の年齢別の状況

年齢層別に見ますと、「小学生」が最も多く、以下、「3歳以上就学未満」、「中学生」の順になっています。

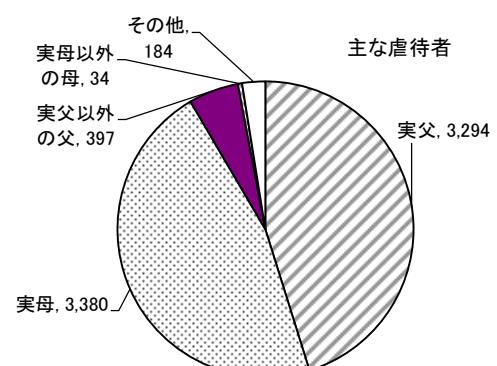
年齢別の虐待内容では、全ての年齢層で「心理的虐待」が最も多く、次いで「3歳未満」では「ネグレクト」が、「3歳以上」では「身体的虐待」が多くなっています。

	3歳未満	3歳以上 就学未満	小学生	中学生	高校生・ その他	計
2020 年度	1,170	1,505	2,036	885	423	6,019
2021 年度	1,231	1,628	2,219	1,008	502	6,588
2022 年度	1,161	1,505	2,263	1,072	492	6,493
2023 年度	1,207	1,707	2,477	1,086	596	7,073
2024 年度	1,201	1,597	2,638	1,257	596	7,289
2024 年度 内訳	性的虐待	5	8	23	38	91
	ネグレクト	124	204	249	97	736
	身体的虐待	122	329	821	433	1,890
	心理的虐待	950	1,056	1,545	689	4,572

#### ○ 主な虐待者の構成比

主な虐待者は、実母 3,380 件 (46.4%)、実父 3,294 件 (45.2%) の順となっています。

家族間暴力・暴言を目撃したことによる心理的虐待についての通告の増加に伴い、主たる虐待者として実母が最も多くなっています。



## ○ 児童虐待相談対応の状況

虐待対応した事案のうち、在宅で指導を行った件数は 6,403 件 (87.8%) で、その内訳は、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が 5,740 件 (78.7%)、心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたりて継続実施する「継続指導」が 537 件 (7.4%)、他の機関に移管、あっせん紹介をする「他機関あっせん」が 36 件 (0.5%)、児童福祉司・児童委員の指導措置である「児童福祉司指導・児童委員指導」が 86 件 (1.2%)、訓戒又は制約の措置を探った「訓戒・誓約」が 4 件 (0.1%) となっています。また、施設等入所や里親委託措置を探ったのは 178 件 (2.4%) でした。なお、相談を受けた児童が適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」は 660 件 (9.1%) でした。

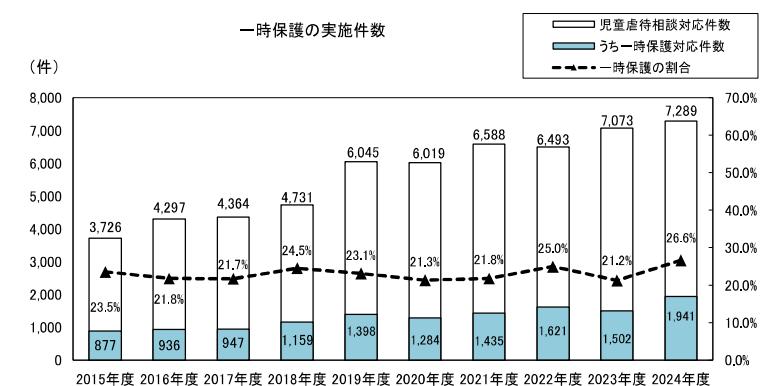
前年度と比べ、数回程度の指導（「助言指導」、「訓戒・誓約」、「他機関あっせん」）が 105.0% (5,503 件→5,780 件)、一定期間の継続した指導（「継続指導」、「児童福祉司指導」、「児童委員指導」）が 106.9% (583 件→623 件)、施設入所等の措置（「指定発達支援医療機関入所」、「児童福祉施設入所」、「里親委託」）が 110.6% (161 件→178 件) と増加した一方、「市町村送致」は 84.2% (784 件→660 件) と減少しました。

	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 導	児 童 委 員 指 導	訓 戒 ・ 誓 約	指 定 医 療 機 関 支 援	児 童 福 祉 施 設	里 親 委 託	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	そ の 他
2020 年度	4,383	556	27	50	0	1	1	117	20	3	816	45
2021 年度	4,945	578	39	46	0	1	0	146	17	1	756	59
2022 年度	4,970	494	45	44	0	1	0	168	24	2	700	45
2023 年度	5,453	512	46	71	0	4	1	130	30	0	784	42
2024 年度	5,740	537	36	86	0	4	1	149	28	0	660	48

## ○ 一時保護の状況

児童虐待相談対応件数 7,289 件のうち、1,941 件 (26.6%) は、児童の安全確保のために一時保護を行っています。

前年度と比較しますと  
+439 件 (+29.2%) 増  
加しています。



## (2) 家庭支援電話相談事業 「子ども・家庭 110 番」

子どもや子育てに関する悩みや問題等に対して、早期に適切な援助を行うことを目的として、家庭支援相談員2名による電話相談を行っています。

- 相談専用電話番号

052-953-4152

- 相談日及び相談時間

月～金 午前9時から午後5時まで（土日、祝日、年末年始を除く）

- 2024年度相談実績

### ①相談種類別受付件数

区分	養護	虐待	保健	障害	非行	育成	その他	計
件 数	41	0	11	17	2	160	34	265

### ②受付件数の年次推移

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
件 数	347	301	254	257	265

### ③相談者別受付件数

区分	本人	父母	親戚	近隣知人	その他	計
件 数	17	195	17	6	30	265

### ④相談対象児童年齢別受付件数

区分	2歳未満	2~5歳	6~8歳	9~11歳	12~14歳	15~17歳	18歳以上	計
件 数	14	39	42	46	46	44	34	265

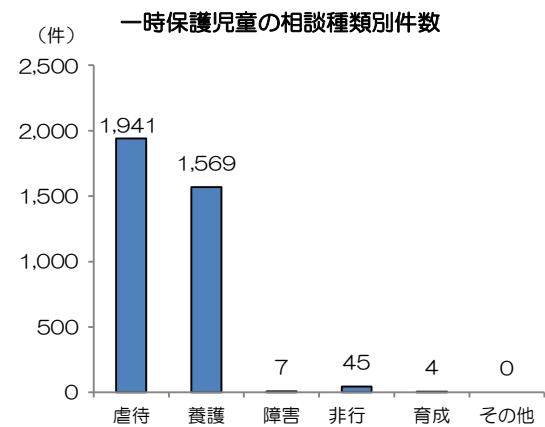
### ⑤対応別件数

区分	助言指導	児相紹介	他機関紹介	その他	計
件 数	230	20	15	0	265

### (3) 一時保護業務

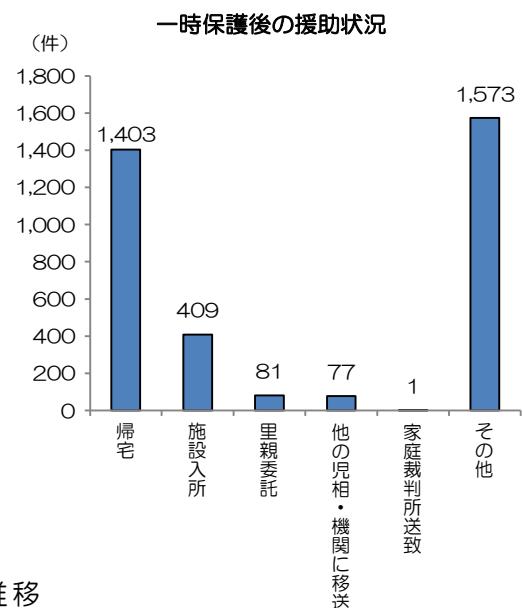
#### ア 一時保護児童（委託を含む）の相談種類別件数

一時保護を行った子どもの総数は 3,566 件（一時保護 897 件、一時保護委託 2,669 件）でした。相談種類別では虐待相談の 1,941 件（一時保護 538 件、一時保護委託 1,403 件）で半数以上（54.4%）を占めています。ついで養護相談が 1,569 件（一時保護 338 件、一時保護委託 1,231 件）で、全体の 44.0%となっており、虐待相談と養護相談を合わせると 9 割以上を占めています。



#### イ 一時保護後（委託を含む）の援助状況

帰宅したのは 1,403 件（39.6%）で、一時保護した子どもの約 4 割が家庭に戻っています。その一方で、児童養護施設等への入所や里親への委託など家庭と離れることになった事例は 490 件（13.8%）でした。このことから、一時保護後、約 7 分の 1 の子どもが、家庭を離れて生活することが分かります。



#### ウ 一時保護の実人員・延べ日数・平均日数の推移

前年度に比べ、一時保護の平均日数は減少しておりますが、それ以外の区分は増加しています。

区分	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
一時保護 (保護所)	実人員	883	838	779	722
	延日数	16,692	19,084	19,499	19,740
	平均日数	18.9	22.8	25.0	27.3
一時保護 委託	実人員	1,746	2,021	2,381	2,270
	延日数	35,138	41,957	39,439	41,387
	平均日数	20.1	20.8	16.6	18.2

#### (4) 里親等関連業務

##### ア 里親登録・委託状況（2024年度末）

区分	全 体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
認定及び登録里親数 (世帯数)	680※1	657	22	16	388
子どもが委託されている里親数（世帯数）	174※2	140	10	14	14

養育里親：様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親

専門里親：養育里親のうち虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親

親族里親：実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親

養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

※1 全体数は、重複登録している里親がいるため、内訳数の計と一致しない。

※2 全体数は、重複登録している里親へ児童が委託されているため、内訳数の計と一致しない。

##### イ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（2024年度末）

事業所数	定員	入所		退所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
8	46	10	0	4	0	31	0

##### ウ 里親支援事業の実施状況

###### (ア) 里親制度普及啓発

###### a 里親養育体験発表会の開催

養育・特別養子縁組の経験のある里親が、これまでの児童の養育体験について講演し、併せて里親制度パンフレットにより里親制度の説明を実施しました。

###### ○ 実施状況

開催回数：9回 参加者：217名

###### b 関係機関等への制度説明

関係機関等に対し、里親制度及び県の里親活動の実態について理解を深めてもうるとともに、里親制度の発展に協力してもらうため、関係機関での会議や研修等の機会を利用して里親制度の説明を実施しました。

###### c 啓発資材等による啓発

広く県民に対し、里親制度の周知を図るため、啓発動画を配信するとともに愛知県里親会連合会等と協力して、地域のショッピングセンターやイベント会場などにおいて、パネルや里親啓発DVDの展示及び里親啓発リーフレット等を配布しました。

## ○実施状況

主な配布場所 各市町村、保育園、幼稚園、小中高等学校、各種イベントなど

配布部数等 里親啓発リーフレット等 約 11,815 枚

園・学校の先生向け里親制度周知リーフレット

約 1,270 枚

## d 特別養子縁組及び相談窓口の啓発

思いがけない妊娠でお困りの方に対して、特別養子縁組及び相談窓口を周知するため、啓発カードの配布及びインターネット広告を実施しました。

## ○実施状況

主な配布場所 薬局

配布部数等 啓発カード 約 18,855 枚

## e 里親制度重点エリアにおける啓発及び里親研修

里親リクルーターを配置し、里親制度の普及に重点的に取り組む地域を定めて、啓発活動や研修を積極的に実施しました。

### ○ 重点エリア 一宮市、日進市、尾張旭市、豊田市、知立市、安城市

### ○ 実施内容

啓発活動 ショッピングモール等 24 回実施

里親養育体験発表会・集いの場 40 回開催（参加者 552 名）

里親登録研修 参加（修了）者 合計 54 名

### (イ) 里親研修事業

養育里親希望者、専門里親希望者及び既に登録している里親を対象に、里親に必要な知識を得るための研修会を開催しました。

#### ○ 実施状況

・養育里親研修：基礎研修・登録前研修 81 名修了

・養子縁組里親研修：基礎研修・登録前研修 64 名修了

・養育里親更新研修：99 名修了

・養子縁組里親更新研修：49 名修了

・専門里親研修：専門里親認定研修 1 名、専門里親継続研修 8 名修了

・里親支援研修：284 名参加

### (ウ) 里親等委託調整員の配置

中央児童・障害者相談センター及び西三河児童・障害者相談センターに里親等委託調整員を各 1 人配置し、里親委託等推進委員会を開催するとともに、総合的に里親等委託を推進するため、関係機関や愛知県里親会連合会との連携を図りました。

### (エ) 里親等相談支援員及び心理訪問支援員の配置

中央児童・障害者相談センター及び西三河児童・障害者相談センターに里親等相談支援員と心理訪問支援員をそれぞれ配置し、里親等からの相談に応じるとともに、定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への助言等を行いました。

(才) 里親養育相互援助事業（里親サロン）

里親が児童相談センター等に集い、児童福祉司OB等の援助や里親相互の交流により、里親の精神的負担の軽減と養育技術等の向上を図りました。

○ 実施状況

開催回数 212回 参加里親数 延べ 1,868名

(才) 里親養育援助事業（里親ヘルパー）

里親（家庭）による養育の負担を軽減するため、訪問による生活援助（家事や養育の補助など）や相談援助を実施しました。

○ 実施状況

実施件数 82件

(才) 里親サポーター事業

里親制度の普及を行うため、里親サポーターを養成し、里親との交流を行う事業を実施しました。

○ 実施状況

開催回数 養成講座開催回数 9回

里親サポーター登録者数 54名

(5) 児童虐待防止対策事業

①児童相談センターの体制強化

ア 児童虐待対応弁護士設置

各児童相談センターにおいて児童虐待相談等に係る法律上の問題や危機介入時の法的な支援を行うため、専門知識を有する弁護士団体への委託により弁護士が定例相談、隨時相談等を実施しました。

○ 実施状況

相談等件数 1,400件(定例相談 414件 隨時相談 347件 その他 639件)

イ 児童虐待対応法医学専門医師設置

児童虐待に専門的な知識を有する法医学専門医師3名が、子どもの受けた傷害が虐待によるものかどうかの鑑別診断や職員に対する助言指導を行いました。

○ 実施状況

相談件数 40件

ウ 児童虐待対応精神科医師設置

専門の精神科医師 4名が、虐待を行った保護者等に対するカウンセリングや、職員に対して保護者指導上のアドバイス等を行いました。

○ 実施状況

相談件数 95件

エ 被虐待児家庭復帰支援員設置

各児童相談センターにおいて被虐待児家庭復帰支援員を配置し、児童福祉司、

児童心理司等と協力し、被虐待児童の家庭復帰と家族再統合を図るために情報収集や関係機関の調整、子ども及び保護者の心理的評価、治療、家族関係の調整等を行いました。

才 一時保護所心理職員設置

一時保護所に心理職員4人を配置し、入所児童に対しカウンセリングなどの心理治療を実施しました。

力 一時保護委託対応協力事業

医療機関への一時保護委託において必要と認められる場合に、児童が安心して入院中の生活を送ることができるよう専門の付添者をつけ、子どもの保護体制を強化しました。

○ 実施状況

実施日数 538日

キ 児童相談センター人材育成強化事業

児童相談センター若手職員に対する実践力強化やスーパーバイザーに対する指導・育成技術強化研修を実施しました。

○ 実施状況

実践力強化研修 1回 指導力強化研修 1回

ク 安全確認強化事業

子どもの安全確認業務のより一層の迅速化を図るため、深夜帯における虐待通告に対して、タクシーを利用して現場に急行できる体制とともに、スマートフォンを活用し、速やかに適切な意思決定ができる連絡体制を構築しました。

②市町村への支援

ア 市町村支援児童福祉司の配置

市町村支援の業務を行う児童福祉司を2名配置し、市町村相談支援体制の充実・強化に向け、各市町村の相談支援活動に関する個別相談に応じ、助言等を隨時実施しました。

イ こども家庭センター相談支援体制強化事業

こども家庭センターの設置促進と円滑な運営を支援するため、市町村相互間連絡調整会議等を開催し、自治体の取組紹介や情報交換等を実施しました。

ウ NPOと連携した研修

NPOと連携し、幼・小・中学校教員、保育士等を対象に虐待についての基本的な知識・対応について学ぶ研修を行うとともに、市町村の児童相談窓口担当職員、児童養護施設職員等を対象とした現場の具体的問題に即した実践的な研修を2回実施しました。

## ○ 実施状況

[1回目]日時 令和6年7月26日（金）から8月9日（金）動画視聴

テーマ 「死にたい」という子どもに、どう対応するのか

～虐待・いじめの重大事態を考慮して～

参加者 554名

[2回目]日時 令和6年11月20日（水）から12月4日（水）動画視聴

テーマ 受援力を高めるために

～支援を拒むのはなぜか？～

参加者 326名

## ③関係機関等との連携の推進

### ア 愛知県要保護児童対策協議会の開催

県全域での関係機関のネットワークの強化を図るため、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護など要保護児童関係機関の代表者からなる協議会を開催し、虐待等に関する情報交換等を実施しました。

### イ 関係機関連絡調整会議の開催

各児童相談センターにおいて、児童虐待の早期発見・早期対応や困難事例に対応するための会議を開催し、市町村児童福祉主管課、教育委員会、警察、医療機関などの関係機関との情報交換や虐待事例の検討等を行いました。

### ウ 警察との情報共有

「児童相談所と警察の児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定書」に基づき、それぞれが保有する情報を相互に共有し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めました。

## ○ 実施状況

情報提供件数 8,061件（うち、重篤事案として速報した件数162件）

## ④相談体制の整備

### ア 児童虐待防止啓発事業「オレンジリボンキャンペーン」

広く県民に対し、児童虐待問題に関する理解の促進と早期発見のための通告先の周知を図りました。

## ○ 実施状況

(ア)児童虐待防止啓発に関するパンフレットを作成し、小学校新1年生及びその保護者等に配布

(イ)「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間である11月を重点に、児童虐待防止啓発活動を実施

（活動内容）

児童虐待防止啓発を図るための動画を制作し、YouTube及びLINE広告と

して配信（動画は、YouTube 愛知県児童家庭課 公式チャンネルにおいても配信）

イ 休日・夜間相談体制強化事業

専門的な知識を有する相談員が休日・夜間における児童相談所虐待対応ダイヤル（189）／児童相談所相談専用ダイヤル（0120-189-783 ※無料）により電話相談を実施しました。

○ 実施状況

相談件数 910 件

ウ SNS 相談体制事業

こども家庭庁が構築しているコミュニケーションアプリ「LINE」による全国共通の相談支援システム（「親子のための相談 LINE」）を利用し、SNS による相談を実施しました。（2023年2月～）

○ 実施状況

相談件数 1,047 件

### 3 資料

#### 福祉行政報告例等

第1表 児童(・障害者)相談センター別・相談種類別受付件数

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
中央	795	412	1	2		1	37	750	46	27	16	55	5	13	19		2,179	871	12	
海部	494	328		1			13	435	44	7	22	38	2	40	22	22	1,468	570	5	
知多	745	424	1	4			26	898	56	21	31	68	12	44	63	9	2,402	839	5	
西三河	818	425		15	1		36	974	88	8	30	22	2	25	12	10	2,466	865	1	
豊田加茂	785	316	1	6	1		15	772	44	4	9	46	3	14	11	7	2,034	877		
新城設楽	39	16					1	72	1		4	7	3	23	10	1	177	44		
東三河	755	522		14			36	999	62	17	35	30	1	29	9	9	2,518	835	3	
一宮	1,256	725	1	1			45	984	86	26	26	35	11	39	21		3,256	1,468	2	
春日井	925	445		2	1	2	16	670	52	11	24	45	10	22	26	14	2,265	1,038	2	
刈谷	762	369	1	4			27	837	40	14	19	33	3	38	18	6	2,171	810	1	
小計	7,374	3,982	5	49	3	3	252	7,391	519	135	216	379	52	287	211	78	20,936	8,217	31	
子ども家庭110番			41	11			1		2	14	1	1	124		1	35	34	265		
合計	7,374	4,023	16	49	3	4	252	7,393	533	136	217	503	52	288	246	112	21,201	8,217	31	
構成比	34.8%	19.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	1.2%	34.9%	2.5%	0.6%	1.0%	2.4%	0.2%	1.4%	1.2%	0.5%	100.0%			

第2表 児童(・障害者)相談センター・経路別受付件数

区分	県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関		認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関	学校等			里親	児童委員へ通告の仲介を含む	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計			
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等								
男	75	2	78	4,976		8	391	27	115	15	4	3,263	6	2	141	8	270	7	35		2,384	636	133	85	12,660
女	144	4	75	2,420		12	214	24	129	18	3	2,637	2		135	16	313	9	14		1,541	521	137	61	8,429
性別不詳	5			6		2		1							4		1				61	19	1	12	112
計	224	6	153	7,401		22	605	52	244	33	7	5,900	8	2	280	24	584	16	49		3,986	1,176	271	158	21,201
構成比	1.1%	0.0%	0.7%	35%		0.1%	2.9%	0.2%	1.2%	0.2%	0.0%	27.8%	0.0%	0.0%	1.3%	0.1%	2.8%	0.1%	0.2%		18.8%	5.5%	1.3%	0.7%	100.0%

第3表 年齢別・相談種類別受付件数(子ども家庭110番を含む)

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
0歳	419	252	4	2			4	1								13	3	698	455	
1歳	409	156	2				6	64								17	1	655	459	
2歳	420	172	1				7	108	4							20		732	483	
3歳	439	195		1			12	667	31			3		2	56	5	1,411	490		
4歳	390	169		1			3	300	25			2		2	51	3	946	447		
5歳	430	168		5			25	780	78			4		23	49	1	1,563	485		
6歳	408	164		4			14	415	43			22	1	40	17	3	1,131	454		
7歳	471	198		6			32	669	66	3	3	33	1	64	1	4	1,551	537		
8歳	421	169		10	1	1	7	308	52	1	4	25	1	28		2	1,030	461	2	
9歳	436	184		3	1		11	246	37	2	9	34	5	27		3	998	492	1	
10歳	445	194		5			27	599	39	2	12	38	3	20		2	1,386	516	2	
11歳	454	203			1	1	13	406	41	5	17	45	4	13	1	4	1,208	503	3	
12歳	417	244		4		1	11	340	23	11	40	56	3	14	1	4	1,169	464	1	
13歳	465	283		4		1	19	691	33	25	86	62	5	26		3	1,703	513	2	
14歳	406	276		2			15	434	33	33	41	29	5	15	1	4	1,294	447	2	
15歳	362	345					5	331	12	15	3	49	6	4		2	1,134	396	1	
16歳	305	294	2	1			17	544	7	18		37	3	1		4	1,233	338	5	
17歳	273	228		1			22	476	4	11	2	19	2	2		4	1,044	271	4	
18歳以上	4	19	7				2	10				1				32	75		1	
年齢不詳		110						4	5	10		44	13	7	19	28	240	6	7	
計	7,374	4,023	16	49	3	4	252	7,393	533	136	217	503	52	288	246	112	21,201	8,217	31	

第4表 相談種類別対応件数(子ども家庭110番を含む)

区分	面接指導			児童福祉司	児童委員	児童家庭支援センター	市町村指導・指導委託	市町村送致	福祉司・社会福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関	里親	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	計	
	助言指導	継続指導	他機関あつせん指導								入所	法入第27条の3による家庭裁判所送致	通所								
養護相談	児童虐待相談	5,740	537	36	86			660		4	149			1	28			48		7,289	
	その他の相談	3,277	280	117	6			32			125			58			2	119		4,016	
	保健相談	15		1																	16
障害相談	肢体不自由相談	9																40			49
	視聴覚障害相談	3																			3
	言語発達障害等相談	2		2																	4
	重症心身障害相談	206									3						36	3		248	
	知的障害相談	7,297	10	1							3								3		7,314
	発達障害相談	528	1	4																	533
非行相談	ぐ犯行為等相談	89	23	6	6						4			1	1			2			132
	触法行為等相談	14	3	1	61					112	9					16		7			223
育成相談	性格行動相談	435	38	20							5								1		499
	不登校相談	50		1																	51
	適性相談	288		1																	289
	育児・しつけ相談	238	3	7				1													249
その他の相談		97		15															1		113
計		18,288	895	212	159			693		116	298			1	87	17	78	184		21,028	
再掲	いじめ相談	30		1																	31
	児童買春等被害相談																				

第5表 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	37,799	2,052	147	1,159	7,667	1,000	586		2,926		4	6,531	2,790	72
(再掲)児童虐待	22,596	940	102	730	511	44	356		1,757		1	3,843	1,568	44
(再掲)非行	1,287	29	3	26	72	2	112		163			290	70	10
保護者	101,618	6	1	5			1		8,977		3	397	3,624	31
(再掲)児童虐待	60,640	4		4			1		261		2	267	2,323	19
(再掲)非行	3,062								40			15	223	1
その他	237,842	14		8					2,349			1,124	4,132	39
(再掲)児童虐待	142,859	8		2					797			667	2,256	10
(再掲)非行	5,398								72			22	57	
計	377,259	2,072	148	1,172	7,667	1,000	587		14,252		7	8,052	10,546	142
(再掲)児童虐待	226,095	952	102	736	511	44	357		2,815		3	4,777	6,147	73
(再掲)非行	9,747	29	3	26	72	2	112		275			327	350	11

第6表 養護相談の理由別対応件数

1 養護相談の理由

区分	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	1	3	0	10	149	72	39	274
里親委託	5	2	0	8	28	24	19	86
面接指導	81	20	21	225	6,313	3,033	294	9,987
その他	5	6	2	16	799	86	44	958
計	92	31	23	259	7,289	3,215	396	11,305

2 虐待相談(再掲)

(1) 虐待相談の児童福祉施設入所内訳

区分	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	その他	計
児童福祉施設入所	97	22	3	7	20	149

(2) 虐待相談の相談種類別・経路

区分	県			市町村				児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	（通告委員会を含む）
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定支援医療機関				保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等		
身体的虐待	27	0	18	240	0	3	26	16	41	1	3	660	0	0	63	6	208	4	3	0
性的虐待	3	0	2	24	0	0	4	0	1	0	0	18	0	0	7	0	16	1	1	0
心理的虐待	29	1	15	179	0	0	22	13	11	1	2	3,238	0	0	53	11	185	3	4	0
ネグレクト	21	1	21	88	0	2	3	12	33	0	1	202	0	0	51	5	60	0	5	0
計	80	2	56	531	0	5	55	41	86	2	6	4,118	0	0	174	22	469	8	13	0

区分	家族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計					
	虐待者本人			虐待者以外												
	父親	母親	その他	父親	母親	その他										
身体的虐待	37	129	4	27	53	31	52	133	84	21	1,890					
性的虐待	0	1	0	0	1	2	0	5	4	1	91					
心理的虐待	47	140	4	53	102	62	84	252	48	13	4,572					
ネグレクト	5	14	2	20	1	9	39	117	7	17	736					
計	89	284	10	100	157	104	175	507	143	52	7,289					

(3)虐待相談の主な虐待者

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	3,294	397	3,380	34	184	7,289

(4)被虐待児の年齢・相談種類別

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0~3歳未満	122	5	950	124	1,201
3歳～就学前児童	329	8	1,056	204	1,597
小学生	821	23	1,545	249	2,638
中学生	433	38	689	97	1,257
高校生・その他	185	17	332	62	596
計	1,890	91	4,572	736	7,289

(5)児童虐待防止法関係

区分	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・捜索	援助要請	保護者指導勧告	一時保護・施設措置等	親権喪失審判	親権停止審判	管理権喪失審判	全部制限	面会制限	通信制限	住所情報の制限	接近禁止命令
件数	7,289	4	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 親権・後見人関係

区分	管理権喪失審判の請求	親権喪失審判取消しの請求	親権停止審判取消しの請求	管理権喪失審判取消しの請求	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	0	0	0	0	1	0
承認件数	0	0	0	0	1	0
却下件数	0	0	0	0	0	0
取下げ件数	0	0	0	0	0	0

第7表 障害相談

## 1 判定書発行件数

用途	就職	就学・就園	福祉サービス	特 扶 別 児 童 手 当	その他	計
件数	191	123	198	261	513	1,286

## 2 療育手帳新規交付・再判定件数

区分	新規交付				再判定			
	A判定	B判定	C判定	計	A判定	B判定	C判定	計
中央	41	48	115	204	216	114	189	519
海部	22	19	96	137	89	57	125	271
知多	31	50	147	228	212	122	244	578
西三河	24	52	188	264	214	130	268	612
豊田加茂	29	44	149	222	165	103	179	447
新城設楽	1	1	14	16	16	11	18	45
東三河	39	42	189	270	240	126	253	619
一宮	43	55	191	289	263	137	238	638
春日井	28	33	153	214	147	101	167	415
刈谷	38	63	180	281	159	121	203	483
計	296	407	1,422	2,125	1,721	1,022	1,884	4,627

## 3 療育手帳台帳管理件数（年度末現在）

区分	A判定	B判定	C判定	計
中央	520	334	766	1,620
海部	238	193	544	975
知多	563	365	968	1,896
西三河	565	378	1,000	1,943
豊田加茂	462	310	735	1,507
新城設楽	34	26	73	133
東三河	592	369	997	1,958
一宮	632	408	1,075	2,115
春日井	367	272	764	1,403
刈谷	482	374	766	1,622
計	4,455	3,029	7,688	15,172

## 4 特別児童扶養手当診断書発行件数

件数	699
----	-----

第8表 里親の状況

## 1 里親の登録数と委託状況

区分	全体	内訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親
認定及び登録里親数(世帯数)	680※5	657	22	16	388
新規登録(2024年度)	63※5	57	1	5	38
児童が委託されている里親数(世帯数)	174※6	140	10	14	14
新規委託(2024年度中)		37	2	6	17
委託解除(2024年度中)		35	4	1	12

※5 全体数は、重複登録している里親がいるため、内訳数の計と一致しない。

※6 全体数は、重複登録している里親へ児童が委託されているため、内訳数の計と一致しない。

## 2 小規模住居型児童養育事業(ファミリー・ホーム)

事業所数	定数	前年度末在籍		入所		退所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
8	46	25	0	10	0	4	0	31	0

## 3 里親に委託された児童

区分	児童福祉施設から受託	家庭から受託	その他	計	保護の必要がなくなり帰宅	措置を解除又は変更された児童数(年度中)									年度末現在委託児童数				
						普通養子縁組	特別養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設に入所	他の里親に委託				
里親に委託されている児童	22	36	28	86	9	0	17	1	0	0	7	11	45	3	7	11	21	210	
(一) 里親の種類別	養育里親に委託されている児童	19	19	14	52	8	0	5	1	0	0	5	7	26	3	6	11	20	154
	専門里親に委託されている児童	0	0	4	4	1	0	0	0	0	0	1	2	4	0	1	0	1	14
	親族里親に委託されている児童	0	8	1	9	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	22
	養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	3	9	9	21	0	0	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	20
	小規模住居型児童養育事業(ファミリー・ホーム)	2	3	5	10	1	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	0	0	31

## 4 年齢階級別委託児童数

区分	年齢階級別委託児童数(年度末)			
	3歳未満	3~6歳	7歳以上	計
里親に委託されている児童	30	53	127	210
(一) 里親の種類別	養育里親に委託されている児童	14	49	91
	専門里親に委託されている児童	0	1	13
	親族里親に委託されている児童	1	0	21
	養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	15	3	2
	小規模住居型児童養育事業(ファミリー・ホーム)	1	7	23
				31

第9表 一時保護の状況

## 1 所内保護分

区分		受付(年度中)				対応(年度中)							年度末継続保護		
		前年度末継続保護	0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	児童福祉施設入所	里親委託	所他の機関児童に相談致	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計		
養護	児童虐待	28	105	252	121	60	41	9	8	0	272	196	526	14,835	40
	その他	14	36	92	107	103	38	3	19	0	157	123	340	6,157	12
障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行		2	0	3	9	7	4	0	2	1	5	7	19	577	2
育成		0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	2	8	0
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		44	141	347	239	170	84	12	30	1	434	326	887	21,577	54
延日数		/	/	/	/	/	4,705	449	224	3	9,360	6,836	21,577	/	/

## 2 委託保護分

区分		委託(年度中)				委託解除(年度中)							年度末継続委託保護					
		前年度末継続委託保護	0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	治児療施心設	設障害児関係施	その他の施設	里親	その他	計	延日数	
養護	児童虐待	35	320	568	339	176	61	894	68	0	8	32	3	239	88	1,393	26,035	45
	その他	54	273	279	302	377	61	572	61	0	7	33	1	220	274	1,229	24,584	56
障害		0	1	0	3	3	0	2	0	0	0	0	0	0	4	6	126	1
非行		1	0	4	8	14	0	8	0	0	0	0	0	1	17	26	985	1
育成		1	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	3	252	0
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		91	594	852	652	571	122	1,478	129	0	15	65	4	460	384	2,657	51,982	103
延日数		/	/	/	/	/	122	21,587	5,333	0	597	1,537	83	7,053	15,670	51,982	/	/

区分		対応(年度中)						
		児童福祉施設入所	里親委託	所他の機関児童に相談致	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計
養護	児童虐待	165	23	12	0	520	673	1,393
	その他	153	46	34	0	444	552	1,229
障害		4	0	0	0	1	1	6
非行		3	0	1	0	3	19	26
育成		0	0	0	0	1	2	3
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0
計		325	69	47	0	969	1,247	2,657
延日数		/	/	/	/	/	/	/

第10表 市町村別・相談種類別受付件数

区分	養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談				その他	計	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
中央	瀬戸市	133	70				7	129	9	2	2	4	1	3	1		361	
	尾張旭市	98	51				5	89	4		1	2		4	1		255	
	豊明市	93	37				6	73	3	3	5	2			2		224	
	日進市	105	48		1	1	2	99	4	3	2	10		1			276	
	清須市	68	38				3	89	8	3		5		1	6		221	
	北名古屋市	140	54		1		6	102	5	3	3	14		2	4		334	
	長久手市	63	48				4	89	5	10	3	7		1	1		231	
	東郷町	46	23	1			4	54	5	2		3	1	1			140	
	豊山町	36	13					25	3	1		3			3		84	
	管外	13	30					1				5	3		1		53	
海部	小計	795	412	1	2		1	37	750	46	27	16	55	5	13	19		2,179
	津島市	85	57		1		4	74	10	1	4	6		3	4	7		256
	愛西市	82	34				1	72	6		1	10		9		1		216
	弥富市	50	47				1	57	7			4		2	1	1		170
	あま市	138	79				6	141	10	2	13	12	2	10	13	4		430
	大治町	86	57				1	38	4	2	3	2		7	2	2		204
	蟹江町	50	35					46	6	2	1	3		6	2	2		153
	飛島村	1	2					7										10
	管外	2	17							1		1		3		5		29
知多	小計	494	328		1		13	435	44	7	22	38	2	40	22	22		1,468
	半田市	156	70	1	1		8	162	8	3	7	8	2	6	14	3		449
	常滑市	87	36				2	103	5	4	4	2	2	2	10			257
	東海市	119	72				2	163	14	3	1	11		7	10	2		404
	大府市	72	39		2		7	140	11	1	3	13	1	1	2			292
	知多市	126	63		1		3	90	3	3	8	11	2	8	5	1		324
	阿久比町	45	17					50	2	2	1	2	1		1			121
	東浦町	42	34				3	89	2		1	6	2	4	3			186
	南知多町	7	3					17				2			2			31
	美浜町	15	4					28	2	1	1			2	7			60
	武豊町	68	41				1	55	9	2	3	7		12	9	1		208
	管外	8	45					1		2	2	6	2	2		2		70
西三河	小計	745	424	1	4		26	898	56	21	31	68	12	44	63	9		2,402
	岡崎市	584	333		9	1	26	618	52	4	28	10	2	14	5	5		1,691
	西尾市	176	41		5		7	278	23	4	1	10		9	5	2		561
	幸田町	51	34		1		3	77	11		1	1		2	1			182
	管外	7	17					1	2			1			1	3		32
	小計	818	425		15	1	36	974	88	8	30	22	2	25	12	10		2,466

区分		養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談				その他	計	
		児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
豊田加茂	豊田市	696	273	1	4	1		12	675	38	3	6	35	3	13	9	3	1,772	
	みよし市	80	29		2			3	96	5	1	3	9		1		2	231	
	管 外	9	14						1	1			2			2	2	31	
	小計	785	316	1	6	1		15	772	44	4	9	46	3	14	11	7	2,034	
新城設楽	新城市	34	14						62	1		4	6		22	10	1	154	
	設楽町	2						1	4				3	1				11	
	東栄町	2							5									7	
	豊根村								1									1	
	管 外	1	2										1					4	
	小計	39	16					1	72	1		4	7	3	23	10	1	177	
東三河	豊橋市	432	337		8			22	562	40	16	29	15		17	7	6	1,491	
	豊川市	194	108		4			9	276	18		3	12		7	2	1	634	
	蒲郡市	88	45		1			1	98	4	1	3	3	1	3			248	
	田原市	35	14		1			3	62						1			116	
	管 外	6	18					1	1						1		2	29	
	小計	755	522		14			36	999	62	17	35	30	1	29	9	9	2,518	
一宮	一宮市	652	406	1				28	491	43	15	13	21	5	16	10		1,701	
	犬山市	81	64					4	83	8	2	1			2			245	
	江南市	144	72					3	120	11	3	6	7	2	10	1		379	
	稻沢市	188	100		1			7	153	10	6	3	2	2	3	4		479	
	岩倉市	90	35					1	58	10		1			3	3		201	
	大口町	33	8					1	32	2		1	2		3	1		83	
	扶桑町	58	16					1	45	2		1	1		1			125	
	管 外	10	24					2				2	2	1	2			43	
	小計	1,256	725	1	1			45	984	86	26	26	35	11	39	21		3,256	
春日井	春日井市	590	264		2	1		10	413	30	5	14	31	6	16	17	6	1,405	
	小牧市	331	159				2	6	254	21	6	10	12	3	6	7	3	820	
	管 外	4	22						3	1			2	1		2	5	40	
	小計	925	445		2	1	2	16	670	52	11	24	45	10	22	26	14	2,265	
刈谷	碧南市	110	42					2	131	6	3	5	2		6	1		308	
	刈谷市	191	94					4	197	9	6	4	15	2	9	4	1	536	
	安城市	258	131		2			17	265	11	1	5	8		12	6	2	718	
	知立市	112	51	1	1			2	135	9	3	2	3		7	1		327	
	高浜市	85	37		1				106	5	1	3	3		3	3		247	
	管 外	6	14					2	3				2	1	1	3	3	35	
	小計	762	369	1	4			27	837	40	14	19	33	3	38	18	6	2,171	
子ども家庭110番				41	11			1		2	14	1	1	124		1	35	34	265
合 計		7,374	4,023	16	49	3	4	252	7,393	533	136	217	503	52	288	246	112	21,201	

第11表 相談受付・処理件数等の年度推移

## 1 相談種類別受付件数の年度推移

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	いじめ相談	再掲
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			
2020年度	6,060	4,356	19	79	4	12	273	6,222	419	114	166	648	90	298	309	127	19,196	29
2021年度	6,698	4,462	22	54	1	4	278	7,315	502	124	135	612	87	390	318	140	21,142	62
2022年度	6,504	4,108	13	59	0	3	283	6,890	556	145	206	585	64	322	247	197	20,182	19
2023年度	7,181	4,002	10	51	0	10	251	6,890	561	176	191	542	61	297	262	144	20,629	30
2024年度	7,374	4,023	16	49	3	4	252	7,393	533	136	217	503	52	288	246	112	21,201	31

## 2 対応別件数の年度推移

区分	当年度受付件数	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所・社会福祉は主事通知(～知的障害者)	訓戒・誓約	児童福祉施設				指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判	所送致数	障害児入所施設等への利用契約	その他	当年度処理件数	当年度未処理件数
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	法第27条の3による家庭裁判所	送致(入所の再掲)	通所								
2020年度	19,196	16,242	927	223	116	0	0	4	848	0	101	279	1	0	2	68	0	129	188	19,127	578		
2021年度	21,142	18,110	939	247	110	0	0	1	803	0	67	291	0	1	4	82	9	83	197	20,944	726		
2022年度	20,182	17,402	856	275	109	0	0	2	729	0	97	311	1	0	1	73	10	62	153	20,080	877		
2023年度	20,629	17,675	820	273	150	0	0	0	827	0	80	284	0	0	3	87	17	87	171	20,474	981		
2024年度	21,201	18,288	895	212	159	0	0	0	693	0	116	298	0	0	1	87	17	78	184	21,028	1,026		

## 3 対応延件数の推移（福祉行政報告例第48表）

## 4 養護相談（対応件数）の理由別状況の年度推移

区分	虐待相談	非行相談	その他	計	保護者等の						家庭環境		その他	計	
					家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他					
2020年度	163,319	9,754	143,342	316,415											
2021年度	182,975	8,546	156,476	347,997											
2022年度	197,649	10,831	164,160	372,640											
2023年度	207,517	11,914	158,449	377,880											
2024年度	242,612	10,954	169,338	422,904											

区分	保護者等の				家庭環境		その他	計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他		
2020年度	93	39	37	287	6,019	3,451	445	10,371
2021年度	113	30	35	299	6,588	3,525	414	11,004
2022年度	102	24	32	270	6,493	3,263	381	10,565
2023年度	101	23	27	229	7,073	3,216	387	11,056
2024年度	92	31	23	259	7,289	3,215	396	11,305

## 5 虐待相談の推移

### (1) 受付経路

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
2020年度	395	65	577	68	392	1	0	94	97	3,785	214	331	6,019
2021年度	491	105	644	92	469	3	1	112	101	3,951	270	349	6,588
2022年度	489	89	562	81	433	1	0	127	133	3,928	355	295	6,493
2023年度	779	86	599	141	433	5	0	168	104	4,086	382	290	7,073
2024年度	744	175	507	143	531	0	0	174	129	4,118	499	269	7,289

### (2) 虐待の種別

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
2020年度	1,545	716	72	3,686	6,019
2021年度	1,627	732	63	4,166	6,588
2022年度	1,584	722	60	4,127	6,493
2023年度	1,772	816	86	4,399	7,073
2024年度	1,890	736	91	4,572	7,289

### (3) 主な虐待者

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
2020年度	2,789	342	2,713	27	148	6,019
2021年度	2,992	368	2,981	32	215	6,588
2022年度	3,087	351	2,897	22	136	6,493
2023年度	3,264	391	3,196	34	188	7,073
2024年度	3,294	397	3,380	34	184	7,289

### (4) 対応状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	訓戒・誓約	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	市町村送致	その他	計
2020年度	4,383	556	27	1	50	118	20	816	48	6,019
2021年度	4,945	578	39	1	46	146	17	756	60	6,588
2022年度	4,970	494	45	1	44	168	24	700	47	6,493
2023年度	5,453	512	46	4	71	131	30	784	42	7,073
2024年度	5,740	537	36	4	86	150	28	660	48	7,289

## 6 一時保護人員（年度中対応）の推移

### （1）保護所実施分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
2020年度	454	8,781	387	6,718	1	70	38	900	7	223	887	16,692
2021年度	459	12,556	337	5,643	0	0	37	824	4	61	837	19,084
2022年度	442	12,061	311	6,663	0	0	28	692	5	83	786	19,499
2023年度	405	11,918	292	7,369	0	0	20	429	1	24	718	19,740
2024年度	538	14,835	338	6,157	0	0	19	577	2	8	897	21,577

### （2）一時保護委託分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
2020年度	830	17,541	864	16,627	5	286	46	529	14	155	1,759	35,138
2021年度	976	21,663	1,001	19,026	6	170	44	909	4	189	2,031	41,957
2022年度	1,179	20,025	1,154	18,289	3	87	26	820	19	218	2,381	39,439
2023年度	1,097	20,256	1,135	20,497	3	74	39	516	5	44	2,279	41,387
2024年度	1,403	26,035	1,231	24,584	7	126	26	985	2	252	2,669	51,982

第12表 市町村別人口・児童数

人口：2025年4月1日現在、18歳未満の児童数：2025年10月1日現在（人口動向調査） (単位:人)

児童	障害者	市町村名	人口	18歳未満の児童数	児童	障害者	市町村名	人口	18歳未満の児童数
中央		瀬戸市	124,447	17,703	西三河		岡崎市	379,885	59,682
		尾張旭市	82,905	13,199			西尾市	166,793	26,793
		豊明市	68,135	9,731			幸田町	41,917	7,667
		日進市	93,384	17,297			小計	588,595	94,142
		清須市	66,738	10,633			豊田市	414,383	61,366
		北名古屋市	85,964	13,723	豊田加茂		みよし市	62,062	10,164
		長久手市	61,519	11,598			小計	476,445	71,530
		東郷町	43,778	7,383			碧南市	71,571	11,313
		豊山町	15,761	2,620			刈谷市	153,657	24,309
		小計	642,631	103,887			安城市	185,351	30,238
海部		津島市	58,450	7,150	刈谷		知立市	72,468	11,245
		愛西市	58,314	7,821			高浜市	45,877	7,917
		弥富市	42,053	5,929			小計	528,924	85,022
		あま市	85,275	13,164			新城市	40,920	4,891
		大治町	32,990	5,596			設楽町	3,799	329
		蟹江町	36,524	5,105	新城設楽		東栄町	2,508	248
		飛島村	4,453	674			豊根村	869	76
		小計	318,059	45,439			小計	48,096	5,544
		半田市	114,130	16,755			豊橋市	361,091	53,380
		常滑市	58,170	9,161			豊川市	183,322	28,581
知多		東海市	112,279	18,481	東三河		蒲郡市	76,935	10,665
		大府市	93,273	16,276			田原市	56,487	7,833
		知多市	81,739	11,851			小計	677,835	100,459
		阿久比町	27,790	5,302			合計	5,118,974	780,913
		東浦町	49,164	7,793					
		南知多町	14,866	1,408					
		美浜町	21,178	2,267					
		武豊町	43,233	6,727					
		小計	615,822	96,021					
		一宮市	371,520	54,058					
一宮		犬山市	70,689	9,585					
		江南市	95,820	13,659					
		稲沢市	130,871	19,127					
		岩倉市	47,649	6,706					
		大口町	24,014	3,981					
		扶桑町	34,172	5,366					
		小計	774,735	112,482					
		春日井市	302,803	45,417					
		小牧市	145,029	20,970					
		小計	447,832	66,387					

第13表 児童福祉施設入所状況

2025年4月1日現在（措置のみ）

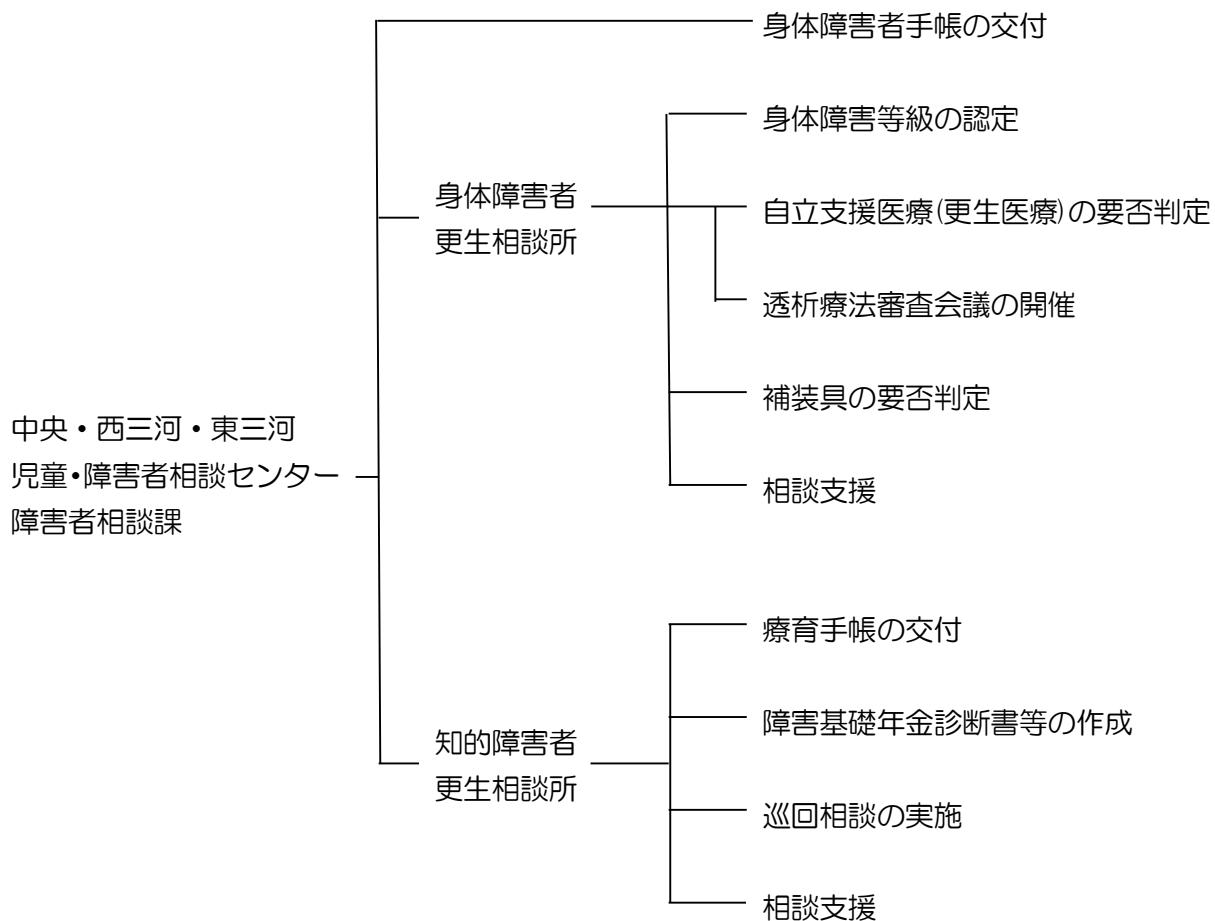
施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)	施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)
乳児院	豊橋ひかり乳児院	28	19	福祉型障害児入所施設	岩崎学園	30	28
	竜陽園	20	9		豊橋ゆたか学園	40	37
	赤ちゃんの家さくらんぼ	18	14		若草学園	50	34
	ひよこハウス	20	12		小原学園	35	27
	波うさぎ	12	7		トイBOX	30	19
児童養護施設	豊橋平安寮	70	61	医療型障害児入所施設	医療療育総合センター（はるひの家）	33	18
	豊橋若草育成園	45	28		米山寮盲児部	17	10
	岡崎平和学園	41	35		愛松学園（名古屋）	—	3
	ブティヴィィラージュ	45	38		Share金沢（金沢）	—	1
	子どもの家ともいき	35	29		医療療育総合センター（こばと棟）	120	2
	照光愛育園	36	30		青い鳥医療療育センター	170	17
	宇宙	48	39		三河青い鳥医療療育センター	140	13
	光輝寮	42	39		一宮医療療育センター	128	1
	あいさんテラス	50	47		信愛医療療育センター	60	5
	オリーブ	50	41		にじいろのいえ	64	4
	梅ヶ丘学園	58	40		聖隸おおぞら療育センター（静岡）	—	2
	なかよしこよし	30	26		信濃医療福祉センター（長野）	—	1
	溢愛館	30	21		東名古屋病院	—	3
	クローバーライト	24	23		豊橋医療センター	40	1
	知多学園美桜の杜	30	30		天竜病院（静岡）	—	2
	八楽児童寮	30	28		長良医療センター（岐阜）	—	2
	暁学園	23	20	指定発達支援医療機関	里 親	—	207
	蒲生会大和荘	63	53		ファミリーホーム	—	31
	中日青葉学園あおば館	35	32		総 計	—	1,370
児童心理治療施設	赤羽根学園	35	28				
	名古屋文化キンダー Holt	42	39				
	風の色	30	25				
	南山寮（名古屋）	—	1				
	天理教三重互助園（三重）	—	1				
児童自立支援施設	おさひめチャイルドキャンプ（長野）	—	2				
	愛厚ならわ学園	45	42				
	中日青葉学園わかば館	35	23				
	桜学館（岐阜）	—	1				
	悠（三重）	—	3				
	愛知学園	64	14				
	滋賀県立淡海学園（滋賀）	—	1				
	国児学園（三重）	—	1				

## 第3 障害者相談

### 1 概 要

中央・西三河・東三河の各児童・障害者相談センターの障害者相談課は、身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第12条に基づく「知的障害者更生相談所」として、身体障害者手帳の交付（名古屋市及び中核市を除く。）、自立支援医療（更生医療）の要否判定（名古屋市を除く。）、補装具の要否判定（同）、18歳以上の知的障害者への療育手帳の交付（同）などの業務を行っている。

また、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターに障害者相談担当を配置し、身体障害者・知的障害者に関する相談支援に対応している。



(注) 相談支援に関しては、海部・知多・豊田加茂・  
新城設楽の各児童・障害者相談センターにおいても対応している。

## 2 業務内容

### (1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）

身体障害者福祉法別表に規定する身体上の障害がある者について、指定医が作成した診断書に基づき障害等級の認定を行い、身体障害者手帳を交付する。

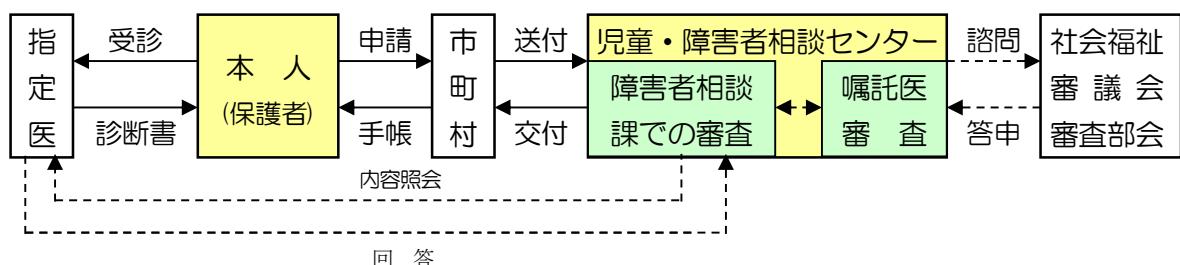
〔根拠法令〕 身体障害者福祉法第15条第4項

都道府県知事は、申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、身体障害者手帳を交付しなければならない。

#### ＜身体障害者福祉法別表＞

- ①視覚障害…両眼の矯正視力がそれぞれ0.1以下のものなど
- ②聴覚、平衡機能障害…両耳の聽力レベルがそれぞれ70dB以上のものなど
- ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害…それぞれの機能の喪失など
- ④肢体不自由…一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害など
- ⑤心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害

〔業務の流れ〕



〔身体障害の種別と等級〕

種別		等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	(7級)
外部機能障害		視覚障害	○	○	○	○	○	○	—
聴覚・平衡機能障害	聴覚障害	—	○	○	○	—	○	—	
聴覚・平衡機能障害	平衡機能障害	—	—	○	—	○	—	—	
音声・言語・そしゃく機能障害		—	—	○	○	—	—	—	
肢体不自由	上肢・下肢機能障害	○	○	○	○	○	○	△	
	体幹機能障害	○	○	○	—	○	—	—	
内部障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	○	○	○	○	○	○	△	
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害	○	—	○	○	—	—	—	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		○	○	○	○	—	—	—	

(注) 7級については、単一の障害では手帳は交付しないが、7級に該当する障害が2以上重複する場合に6級の手帳を交付する。

## (2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定

市町村が行う自立支援医療(更生医療)費の支給の要否について判定を行う。

＜更生医療＞身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

### 〔根拠法令〕 障害者総合支援法第74条第1項

市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聞くことができる。

### 〔自立支援医療（更生医療）の支給例〕

区分	支 給 例
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む。）など
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカー植込み術など
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成術など
そ の 他	口唇口蓋形成術、肝臓移植術（抗免疫療法含む。）、抗HIV療法など

## (3) 透析療法審査会議の開催

市町村が行う自立支援医療（更生医療）のうち腎臓機能障害に係る人工透析療法が適正に給付されるよう「愛知県透析療法審査会議」を開催し、人工透析療法の開始・継続の要否や開始時期などについて審査を行う。

### 〔根 拠〕 愛知県透析療法審査会議設置要領

〔設置時期〕 1982年2月1日

〔構 成 員〕 医師6名（任期2年）

〔開催状況〕 毎月1回開催

## (4) 補装具の要否判定

市町村が行う補装具費の支給にあたり、補装具の購入・修理・借受けについて、障害の状態や生活環境等を考慮して要否判定を行うとともに、作製された補装具の操作性や身体適合性などについて確認を行う。

### 〔根拠法令〕 障害者総合支援法第76条第3項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聞くことができる。

〔補装具の種目〕 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、視覚障害者安全つえ、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、補聴器など

(5) 療育手帳の交付

18歳以上の知的障害者について、来所又は巡回により、知能検査、日常生活能力や介護度の評価を行い、療育手帳を交付する。

〔根 拠〕 愛知県療育手帳制度実施要綱

〔判定区分〕

区分	程度	知能指数	備 考
A	最重度	IQ20 以下	・知能指数のほかに、日常生活能力や介護度を勘案して、障害程度を判定する。 ・障害程度を確認するために、一定期間ごとに再判定を実施する。
	重 度	IQ21~35	
B	中 度	IQ36~50	
C	軽 度	IQ51~75	

(6) 障害基礎年金診断書等の作成

知的障害者の障害基礎年金診断書や特別児童扶養手当診断書の作成、就労支援のための判定書の交付などを行う。

(7) 巡回相談の実施

要介護度が高いなどの理由によりセンターに来所することが困難な知的障害者及びその保護者を対象に、身近な地域に出向いて巡回相談を実施する。

〔根 拠〕 知的障害者巡回相談実施要領

〔内 容〕 療育手帳の相談判定、障害基礎年金診断書等の作成など

〔2024年度の実施状況〕 年46回

一宮市（12回）、瀬戸市（2回）、半田市（12回）、春日井市（3回）、  
津島市（3回）、刈谷市（6回）、豊田市（8回）

(8) 相談支援

身体障害者や知的障害者の福祉に関して、専門的な知識・技術を必要とする相談支援や医学的・心理学的・職能的判定、市町村への技術的援助などを行う。

〔根 拠〕 身体障害者福祉法第11条第2項、知的障害者福祉法第12条第2項

【参考】身体・知的障害者更生相談所業務の概要

	国 【制度設計】	県【広域事務・連絡調整】		市町村 【援護の実施】
		本 庁	更生相談所	
身体障害者 更生相談所 の設置運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者福祉法 第11条</li> <li>○設置運営基準</li> <li>○更生相談所のあり方の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○更生相談所設置</li> <li>○市町村への情報提供・連絡調整</li> <li>○人材育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 専門的な相談支援</li> <li>• 医学的、心理学的、職能的判定</li> <li>• 専門的技術的援助</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○更生援護の実施</li> <li>○相談支援事業所との連携</li> <li>○自立支援協議会の運営</li> </ul>
身体障害者 手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者福祉法 第15~17条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法施行細則制定</li> <li>○社会福祉審議会</li> <li>○医師の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身障手帳交付</li> <li>○再交付、返還、住所変更等の処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手帳交付事務           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請受付</li> <li>• 更生相談所へ送付</li> <li>• 手帳交付</li> </ul> </li> </ul>
障害程度 認 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害程度等級表</li> <li>○認定基準、認定要領、疑義解釈</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定基準、認定要領等制定</li> <li>○身障審査部会</li> <li>○審査請求対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害程度の認定           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事務的審査</li> <li>• 嘴託医審査</li> <li>• 身障審査部会</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者総合支援法に基づく障害支援区分の認定</li> </ul>
自立支援 医 療 (更生医療)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者総合支援法 第52~75条</li> <li>○支給認定実施要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施要綱の制定</li> <li>○医療機関の指定</li> <li>○医療費審査支払</li> <li>○透析審査会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要否判定           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事務的審査</li> <li>• 嘴託医審査</li> <li>• 透析審査会議</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支給事務           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請受付</li> <li>• 更生相談所へ依頼</li> <li>• 支給決定</li> </ul> </li> </ul>
補 装 具	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者総合支援法 第76条</li> <li>○補装具の種目及び費用額等の基準</li> <li>○事務取扱指針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務処理要領の制定</li> <li>○市町村への情報提供・連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要否判定           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事務的審査</li> <li>• 嘴託医審査</li> </ul> </li> <li>○適合判定           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町村、補装具業者等への助言</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支給事務           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 更生相談所へ依頼(一部種目)</li> <li>• 適合確認</li> <li>• 支給決定</li> </ul> </li> </ul>
知的障害者 更生相談所 の設置運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知的障害者福祉法 第12条</li> <li>○設置運営基準</li> <li>○更生相談所のあり方の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○更生相談所設置</li> <li>○市町村への情報提供・連絡調整</li> <li>○人材育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 専門的な相談支援</li> <li>• 医学的、心理学的、職能的判定</li> <li>• 専門的技術的援助</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○更生援護の実施</li> <li>○相談支援事業所との連携</li> <li>○自立支援協議会の運営</li> </ul>
療育手帳の 交 付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○療育手帳制度要綱</li> <li>○運用通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施要綱の制定</li> <li>○審査請求対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害程度の判定           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 医学的、心理学的、職能的判定</li> <li>• 調査表判定</li> </ul> </li> <li>○療育手帳交付</li> <li>○再交付、返還、住所変更等の処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手帳交付事務           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請受付</li> <li>• 更生相談所へ送付</li> <li>• 手帳交付</li> </ul> </li> </ul>

### 3 障害者相談業務の実施状況

#### (1) 2024年度 身体障害者相談件数

(件)

区分	中央 児童・障害者 相談センター	西三河 児童・障害者 相談センター	東三河 児童・障害者 相談センター	計
相談実件数	21,025	8,418	3,501	32,944
相談内容	身体障害者手帳	9,025	2,631	1,289
	医学診断	5,745	1,541	918
	更生医療	4,696	3,364	803
	補装具	1,729	930	517
	職業	0	0	0
	施設入所	2	0	0
	その他	0	0	0
	計	21,197	8,466	3,527
判定内容	等級診断	8,936	2,608	1,278
	医学判定	180	131	64
	更生医療判定	4,615	3,361	799
	補装具判定	1,704	920	493
	心理判定	2	0	0
	職能判定	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	15,437	7,020	2,634
判定書交付件数	6,313	4,281	1,292	11,886

#### (2) 身体障害者相談件数の推移

(件)

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
相談実件数	31,196	33,299	32,411	32,240	32,944
相談内容	身障手帳	13,830	13,321	12,726	12,541
	医学診断	8,091	8,330	7,739	8,049
	更生医療	6,569	8,971	9,325	8,760
	補装具	3,003	2,940	2,873	3,150
	その他	3	1	3	2
	計	31,496	33,563	32,666	32,502
					33,190

## (3) 2024年度 身体障害者手帳新規交付件数(障害別・等級別)

(件)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視覚障害		92	209	33	58	137	3	532	6.5
聴覚障害		0	11	42	181	0	343	577	7.1
平衡機能障害		0	0	1	0	6	0	7	0.1
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		2	1	74	20	0	0	97	1.2
肢体不自由	上肢不自由	696	227	99	45	34	32	1,133	13.9
	下肢不自由	65	67	92	161	55	34	474	5.8
	体幹	339	339	269	0	67	0	1,014	12.4
	移動機能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	1,100	633	460	206	156	66	2,621	32.1
内部障害	心臓機能	1,416	0	257	114	0	0	1,787	21.9
	呼吸器機能	84	0	387	58	0	0	529	6.5
	腎臓機能	122	0	254	766	0	0	1,142	14.0
	膀胱・直腸機能	0	1	16	793	0	0	810	9.9
	小腸機能	2	1	2	1	0	0	6	0.1
	免疫機能	1	12	13	3	0	0	29	0.4
	肝臓機能	10	13	5	11	0	0	39	0.5
	小計	1,635	27	934	1,746	0	0	4,342	53.1
合計		2,829	881	1,544	2,211	299	412	8,176	
構成比 %		34.6	10.8	18.9	27.0	3.7	5.0		

(注) 障害区分については、代表部位で計上しています。

構成比については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

## (4) 身体障害者手帳新規交付件数(等級別)の推移

(件)

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
1級	2,611	2,474	2,498	2,582	2,829
2級	992	879	881	909	881
3級	1,822	1,697	1,586	1,548	1,544
4級	2,454	2,223	2,311	2,383	2,211
5級	230	196	215	241	299
6級	431	375	411	389	412
計	8,540	7,844	7,902	8,052	8,176

## (5) 身体障害者手帳新規交付件数(障害別)の推移

(件)

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
視覚障害	421	350	494	459	532
聴覚障害	523	493	502	523	577
平衡機能障害	8	1	1	0	7
音声・言語・そしゃく障害	117	116	98	95	97
肢体不自由	2,877	2,530	2,533	2,647	2,621
内部障害	4,594	4,354	4,274	4,328	4,342
計	8,540	7,844	7,902	8,052	8,176

## (6) 自立支援医療(更生医療)要否判定件数の推移

(件)

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
腎臓	人工透析	5,047	6,851	6,852	6,851
	免疫抑制等	725	1,014	1,060	1,119
心臓	410	455	480	457	466
肢体不自由	46	68	57	45	15
その他	345	514	527	559	581
計	6,573	8,902	8,976	9,031	8,769

## (7) 2024年度 透析療法審査件数

(件)

区分	中央	西三河	東三河	計
審査件数	3,425	2,589	546	6,560
内訳	審査会議での審査件数	806	635	1,609
	その他の審査件数	2,619	1,954	4,951

## (8) 補装具判定件数の推移

(件)

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
義肢(義手・義足)	255	353	342	421	438
装具	985	1,081	937	936	858
姿勢保持装置	158	190	274	273	306
補聴器	780	780	763	861	909
車椅子・電動車椅子	541	550	583	557	576
その他	28	46	28	20	30
計	2,747	3,000	2,927	3,068	3,117

## (9) 2024年度 知的障害者相談件数

(件)

区分		中央	西三河	東三河	計
相談件数		2,445	1,560	863	4,868
相談内容	療育手帳	2,321	1,403	815	4,539
	生活	96	107	38	241
	職業	28	28	7	63
	その他	14	62	3	79
	計	2,459	1,600	863	4,922
判定内容	医学的判定	92	124	43	259
	心理学的判定	2,094	1,377	747	4,218
	職能的判定	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	計	2,186	1,501	790	4,477
判定書等交付件数		2,768	1,574	858	5,200

## (10) 知的障害者相談件数の推移

(件)

区分		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
相談件数		4,628	5,109	4,755	4,632	4,868
相談内容	療育手帳	4,272	4,634	4,342	4,282	4,539
	生活	222	395	308	243	241
	職業	84	62	64	81	63
	その他	99	119	76	67	79
	計	4,677	5,210	4,790	4,673	4,922

## (11) 知的障害者各種判定件数の推移

(件)

区分		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
医学的判定		290	433	371	273	259
心理学的判定		4,100	4,521	4,187	4,018	4,218
職能的判定		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	2	0
計		4,390	4,954	4,558	4,293	4,477

## (12) 知的障害者判定書等交付件数の推移

(件)

区分		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
療育手帳	新規	212	230	261	218	198
	再判定	3,158	3,409	3,369	3,078	3,425
	再交付	330	358	358	373	394
	小計	3,700	3,997	3,988	3,669	4,017
年金等診断書		206	345	296	225	233
その他		889	1,183	834	915	950
計		4,795	5,525	5,118	4,809	5,200

## 4 資 料

[第1表] 2024年度 身体障害者手帳新規交付件数（市町村別）

(件)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
中央児童・障害者相談センター管内	瀬戸市	122	38	58	99	4	15	336
	半田市	80	15	36	58	12	7	208
	春日井市	291	82	142	206	30	46	797
	津島市	71	17	19	49	2	7	165
	犬山市	50	24	32	47	3	12	168
	常滑市	35	10	24	32	0	5	106
	江南市	100	53	46	52	4	15	270
	小牧市	95	32	87	99	12	18	343
	稻沢市	139	49	52	92	18	17	367
	東海市	96	23	40	59	9	14	241
	大府市	69	15	25	57	15	26	207
	知多市	72	19	32	48	5	8	184
	尾張旭市	69	17	33	47	8	15	189
	岩倉市	20	13	25	25	3	1	87
	豊明市	59	15	34	45	6	5	164
	日進市	56	10	23	49	4	4	146
	愛西市	63	15	24	60	5	11	178
	清須市	60	11	27	48	5	8	159
	北名古屋市	51	20	63	60	5	6	205
	弥富市	42	8	16	32	1	8	107
	あま市	87	21	41	75	7	7	238
	長久手市	41	12	14	25	3	4	99
	東郷町	31	5	14	17	1	4	72
	豊山町	9	1	10	8	0	0	28
	大口町	13	8	9	8	7	4	49
	扶桑町	34	11	20	27	7	4	103
	大治町	27	15	17	19	1	4	83
	蟹江町	35	8	14	21	5	3	86
	飛島村	1	2	3	3	0	0	9
	阿久比町	19	7	8	12	1	1	48
	東浦町	34	7	17	32	2	5	97
	南知多町	16	6	6	12	5	3	48
	美浜町	14	7	9	16	1	2	49
	武豊町	42	6	16	25	5	5	99
小計		2,043	602	1,036	1,564	196	294	5,735

(続き)

(件)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
西三河管内	碧南市	51	17	37	46	6	6	163
	刈谷市	91	26	53	79	13	18	280
	安城市	112	46	98	96	19	18	389
	西尾市	88	37	111	95	13	19	363
	知立市	42	9	41	39	5	8	144
	高浜市	27	13	14	15	2	5	76
	みよし市	41	17	20	33	11	9	131
	幸田町	25	9	6	27	3	8	78
	小計	477	174	380	430	72	91	1,624
東三河管内	豊川市	136	53	51	116	17	13	386
	蒲郡市	60	28	35	38	8	8	177
	新城市	45	9	17	25	3	5	104
	田原市	57	15	22	32	3	1	130
	設楽町	7	0	0	3	0	0	10
	東栄町	3	0	3	3	0	0	9
	豊根村	1	0	0	0	0	0	1
小計		309	105	128	217	31	27	817
合計		2,829	881	1,544	2,211	299	412	8,176
構成比 %		34.6	10.8	18.9	27.0	3.7	5.0	

(注) 構成比については、端数処理の関係で合計が 100 にならない場合があります。(次表以下同じ。)

[第2表] 2024年度 障害別・等級別身体障害者手帳新規交付件数（センター別）

## 1 中央児童・障害者相談センター

(件)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視覚障害		62	135	21	39	96	2	355	6.2
聴覚障害		0	9	33	131	0	251	424	7.4
平衡機能障害		0	0	1	0	3	0	4	0.1
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		1	1	50	15	0	0	67	1.2
肢体不自由	上肢不自由	558	127	61	29	27	14	816	14.2
	下肢不自由	45	38	49	98	29	27	286	5.0
	体幹	212	274	181	0	41	0	708	12.3
	移動機能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	815	439	291	127	97	41	1,810	31.6
内部障害	心臓機能	1,008	0	154	99	0	0	1,261	22.0
	呼吸器機能	58	0	260	45	0	0	363	6.3
	腎臓機能	89	0	201	533	0	0	823	14.4
	膀胱・直腸機能	0	1	13	564	0	0	578	10.1
	小腸機能	2	0	1	1	0	0	4	0.1
	免疫機能	1	5	6	2	0	0	14	0.2
	肝臓機能	7	12	5	8	0	0	32	0.6
	小計	1,165	18	640	1,252	0	0	3,075	53.6
合計		2,043	602	1,036	1,564	196	294	5,735	
	構成比 %	35.6	10.5	18.1	27.3	3.4	5.1		

(注) 障害区分については、代表部位で計上しています。(3センター共通)

2 西三河児童・障害者相談センター

(件)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%	
視覚障害	17	48	9	8	27	0	109	6.7	
聴覚障害	0	1	7	39	0	74	121	7.5	
平衡機能障害	0	0	0	0	2	0	2	0.1	
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害	0	0	21	1	0	0	22	1.4	
肢 体 不 自 由	上肢不自由	106	57	24	10	5	13	215	13.2
	下肢不自由	10	23	33	45	18	4	133	8.2
	体幹	76	39	51	0	20	0	186	11.5
	脳原性機能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	192	119	108	55	43	17	534	32.9
内 部 障 害	心臓機能	234	0	100	13	0	0	347	21.4
	呼吸器機能	13	0	92	5	0	0	110	6.8
	腎臓機能	18	0	35	164	0	0	217	13.4
	膀胱・直腸機能	0	0	3	142	0	0	145	8.9
	小腸機能	0	1	0	0	0	0	1	0.1
	免疫機能	0	4	5	1	0	0	10	0.6
	肝臓機能	3	1	0	2	0	0	6	0.4
	小計	268	6	235	327	0	0	836	51.5
	合計	477	174	380	430	72	91	1,624	
	構成比 %	29.4	10.7	23.4	26.5	4.4	5.6		

### 3 東三河児童・障害者相談センター

(件)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視覚障害		13	26	3	11	14	1	68	8.3
聴覚障害		0	1	2	11	0	18	32	3.9
平衡機能障害		0	0	0	0	1	0	1	0.1
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		1	0	3	4	0	0	8	1.0
肢體不自由	上肢不自由	32	43	14	6	2	5	102	12.5
	下肢不自由	10	6	10	18	8	3	55	6.7
	体幹	51	26	37	0	6	0	120	14.7
	脳原性機能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	93	75	61	24	16	8	277	33.9
内部障害	心臓機能	174	0	3	2	0	0	179	21.9
	呼吸器機能	13	0	35	8	0	0	56	6.9
	腎臓機能	15	0	18	69	0	0	102	12.5
	膀胱・直腸機能	0	0	0	87	0	0	87	10.6
	小腸機能	0	0	1	0	0	0	1	0.1
	免疫機能	0	3	2	0	0	0	5	0.6
	肝臓機能	0	0	0	1	0	0	1	0.1
	小計	202	3	59	167	0	0	431	52.8
合計		309	105	128	217	31	27	817	
構成比 %		37.8	12.9	15.7	26.6	3.8	3.3		

[第3表] 2024年度 自立支援医療（更生医療）要否判定件数（市町村別）(件)

区分	判定件数	判定内容										
		視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	肢体	腎臓		心臓	小腸	免疫	肝臓	
						人工透析	免疫抑制等					
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	263	0	0	2	0	124	81	21	0	34	1
	瀬戸市	116	0	0	2	0	57	47	1	0	9	0
	半田市	211	0	0	1	0	161	36	0	0	13	0
	春日井市	859	0	0	1	1	728	74	9	0	45	1
	津島市	44	0	0	0	0	28	11	0	0	5	0
	犬山市	79	0	0	0	1	47	7	16	0	7	1
	常滑市	145	0	0	0	0	115	14	11	0	5	0
	江南市	147	0	0	3	0	118	14	4	0	8	0
	小牧市	328	0	0	2	0	196	38	78	0	14	0
	稻沢市	101	0	0	1	0	71	15	2	0	12	0
	東海市	213	0	0	0	0	179	19	0	0	15	0
	大府市	147	0	0	0	0	126	13	1	0	7	0
	知多市	173	0	0	0	0	144	22	1	0	6	0
	尾張旭市	95	0	0	0	0	66	20	3	0	6	0
	岩倉市	67	0	0	0	0	36	15	10	0	6	0
	豊明市	211	0	0	0	0	185	18	0	0	8	0
	日進市	197	0	0	2	0	156	28	0	0	11	0
	愛西市	44	0	0	0	0	22	18	0	0	4	0
	清須市	179	0	0	0	0	143	21	0	0	14	1
	北名古屋市	159	0	0	0	0	104	18	33	0	4	0
	弥富市	32	0	0	2	0	12	14	0	0	4	0
	あま市	105	0	0	0	0	71	19	1	0	14	0
	長久手市	109	0	0	0	0	82	16	1	0	9	1
	東郷町	107	0	0	0	0	95	12	0	0	0	0
	豊山町	29	0	0	0	0	18	1	8	0	2	0
	大口町	18	0	0	0	0	8	7	1	0	2	0
	扶桑町	33	0	0	0	0	17	9	5	0	2	0
	大治町	42	0	0	0	0	32	8	0	0	2	0
	蟹江町	15	0	0	0	0	7	4	0	0	4	0
	飛島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	阿久比町	71	0	0	0	0	62	8	0	0	0	1
	東浦町	137	0	0	0	0	114	14	1	0	7	1
	南知多町	43	0	0	0	0	36	4	1	0	2	0
	美浜町	24	0	0	0	0	17	6	0	0	1	0
	武豊町	64	0	0	0	0	48	13	1	0	2	0
	小計	4,607	0	0	16	2	3,425	664	209	0	284	7

(続き)

(件)

区分	判定件数	判定内容										
		視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	肢體	腎臓		心臓	小腸	免疫	肝臓	
西三河管内	岡崎市	925	0	0	3	5	665	66	149	0	37	0
	碧南市	180	0	0	0	0	137	19	14	0	10	0
	刈谷市	260	0	0	0	0	201	36	8	0	15	0
	豊田市	1,041	0	0	0	1	910	82	6	0	41	1
	安城市	204	0	0	0	1	104	51	28	0	19	1
	西尾市	381	0	0	1	0	295	33	34	0	18	0
	知立市	119	0	0	1	0	88	11	9	0	10	0
	高浜市	64	0	0	0	0	44	13	2	0	5	0
	みよし市	123	0	0	0	0	101	12	1	0	9	0
	幸田町	64	0	0	0	0	44	9	6	0	5	0
小計		3,361	0	0	5	7	2,589	332	257	0	169	2
東三河管内	豊橋市	376	0	0	5	4	241	76	0	0	45	5
	豊川市	139	0	1	3	2	65	48	0	0	18	2
	蒲郡市	202	0	0	0	0	180	12	0	0	10	0
	新城市	66	0	1	1	0	52	8	0	0	4	0
	田原市	9	0	0	0	0	1	5	0	0	3	0
	設楽町	8	0	0	0	0	6	2	0	0	0	0
	東栄町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	豊根村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		801	0	2	9	6	546	151	0	0	80	7
合計		8,769	0	2	30	15	6,560	1,147	466	0	533	16
構成比 %			0.0	0.0	0.3	0.2	74.8	13.1	5.3	0.0	6.1	0.2

[第4表] 2024年度 補装具判定件数（市町村別）

(件)

区分	判定件数	判定内容									
		義手	義足	装具	姿勢保持装置	補聴器	車椅子	電動車椅子	意思伝達装置	特例	その他
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	266	3	18	85	30	89	26	14	1	0
	瀬戸市	79	0	8	12	11	27	12	7	2	0
	半田市	67	0	13	19	8	18	3	5	1	0
	春日井市	181	0	21	47	25	50	24	11	3	0
	津島市	28	0	2	3	4	10	3	5	1	0
	犬山市	62	0	5	21	11	12	12	0	1	0
	常滑市	25	0	6	10	2	5	2	0	0	0
	江南市	54	0	8	20	2	22	1	1	0	0
	小牧市	90	0	12	34	4	23	9	7	1	0
	稻沢市	77	0	4	14	6	37	10	4	2	0
	東海市	62	1	9	13	6	17	10	6	0	0
	大府市	56	0	9	14	1	27	1	4	0	0
	知多市	34	0	7	13	2	9	1	2	0	0
	尾張旭市	16	0	5	2	1	5	0	2	1	0
	岩倉市	33	0	3	18	2	3	5	2	0	0
	豊明市	63	4	10	12	2	27	7	1	0	0
	日進市	44	2	6	7	6	12	7	1	3	0
	愛西市	42	0	5	7	1	24	3	1	1	0
	清須市	41	0	6	8	10	8	7	2	0	0
	北名古屋市	53	0	15	12	4	11	1	8	2	0
	弥富市	22	0	6	3	0	10	2	1	0	0
	あま市	58	0	9	26	2	16	5	0	0	0
	長久手市	25	1	1	10	3	9	0	0	1	0
	東郷町	12	0	1	2	2	3	2	1	1	0
	豊山町	4	0	0	0	0	3	0	0	0	1
	大口町	14	0	3	4	0	6	1	0	0	0
	扶桑町	27	0	0	9	4	11	2	1	0	0
	大治町	21	0	1	3	0	9	6	1	1	0
	蟹江町	13	0	9	0	0	2	2	0	0	0
	飛島村	10	0	5	2	0	0	3	0	0	0
	阿久比町	27	0	4	9	5	5	3	1	0	0
	東浦町	42	0	3	13	11	10	3	1	1	0
	南知多町	20	1	8	2	0	8	0	1	0	0
	美浜町	8	0	0	0	3	2	1	2	0	0
	武豊町	28	1	4	16	0	4	1	2	0	0
小計		1,704	13	226	470	168	534	175	94	23	1

(続き)

(件)

区 分		判 定 件 数	判 定 内 容									
			義手	義足	装具	姿勢 保持 装置	補聴器	車椅子	電動 車椅子	意思 伝達 装置	特例	その 他
西三河管内	岡崎市	228	1	25	93	13	60	29	5	2	0	0
	碧南市	50	0	14	8	8	8	3	1	0	0	0
	刈谷市	74	0	15	21	6	13	12	7	0	0	0
	豊田市	224	0	36	55	14	81	27	10	1	0	0
	安城市	101	0	6	19	7	41	23	5	0	0	0
	西尾市	119	2	17	28	9	38	19	6	0	0	0
	知立市	50	0	8	14	6	13	5	3	1	0	0
	高浜市	26	0	5	4	6	4	6	1	0	0	0
	みよし市	19	0	0	12	0	6	1	0	0	0	0
	幸田町	29	0	0	6	6	13	4	0	0	0	0
小 計		920	3	126	260	75	277	134	40	5	0	0
東三河管内	豊橋市	258	5	36	61	46	47	54	8	1	0	0
	豊川市	102	0	8	35	13	19	21	6	0	0	0
	蒲郡市	70	0	13	20	2	16	9	10	0	0	0
	新城市	22	0	3	4	1	6	7	1	0	0	0
	田原市	35	0	3	8	1	9	11	3	0	0	0
	設楽町	3	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0
	東栄町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	豊根村	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		493	5	65	128	63	98	105	28	1	0	0
合 計		3,117	21	417	858	306	909	414	162	29	1	0
構成比 %			0.7	13.4	27.5	9.8	29.2	13.3	5.2	0.9	0.0	0.0

[第5表] 2024年度 知的障害者相談件数（市町村別）

(件)

区分	相談実件数	相談内容								計	
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他		
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	333	0	0	5	0	21	0	308	3	337
	瀬戸市	104	0	0	0	0	4	0	100	0	104
	半田市	132	0	0	1	0	4	0	127	0	132
	春日井市	299	0	0	3	0	17	0	284	0	304
	津島市	45	0	0	0	0	3	0	43	0	46
	犬山市	42	0	0	1	0	0	0	40	0	41
	常滑市	58	0	0	0	0	0	0	57	1	58
	江南市	98	0	0	0	0	3	0	94	1	98
	小牧市	157	0	0	0	0	6	0	151	2	159
	稻沢市	103	0	0	3	0	1	0	100	1	105
	東海市	81	0	0	0	0	1	0	80	0	81
	大府市	90	0	0	3	0	1	0	85	0	89
	知多市	90	0	0	1	0	3	0	87	0	91
	尾張旭市	62	1	0	4	0	3	0	55	0	63
	岩倉市	41	0	0	0	0	0	0	42	0	42
	豊明市	62	0	0	0	0	4	0	58	0	62
	日進市	39	0	0	1	0	1	0	37	0	39
	愛西市	52	0	0	1	0	1	0	48	2	52
	清須市	52	0	0	2	0	2	0	49	0	53
	北名古屋市	62	0	0	1	0	2	0	58	1	62
	弥富市	33	0	0	0	0	1	0	33	0	34
	あま市	77	0	0	0	0	2	0	75	0	77
	長久手市	34	0	0	0	0	2	0	31	1	34
	東郷町	22	0	0	0	0	1	0	21	0	22
	豊山町	11	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	大口町	16	0	0	0	0	1	0	15	0	16
	扶桑町	31	0	0	0	0	4	0	27	0	31
	大治町	37	0	0	0	0	0	0	37	0	37
	蟹江町	25	0	0	0	0	1	0	23	1	25
	飛島村	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	阿久比町	21	0	0	0	0	0	0	20	0	20
	東浦町	47	0	0	2	0	1	0	43	0	46
	南知多町	6	0	0	0	0	0	0	6	0	6
	美浜町	26	0	0	0	0	0	0	26	0	26
	武豊町	55	0	0	0	0	6	0	48	0	54
小計		2,445	1	0	28	0	96	0	2,321	13	2,459

(続き)

(件)

区分	相談実件数	相談内容								計	
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他		
西三河管内	岡崎市	382	0	0	7	0	25	0	351	10	393
	碧南市	96	0	0	1	0	4	0	88	4	97
	刈谷市	141	0	0	6	0	5	0	119	12	142
	豊田市	430	0	0	6	0	32	0	392	12	442
	安城市	161	0	0	5	0	18	0	139	6	168
	西尾市	144	0	0	2	0	11	0	131	7	151
	知立市	60	0	0	0	0	2	0	55	3	60
	高浜市	46	0	0	0	0	5	0	40	2	47
	みよし市	55	0	0	1	0	1	0	50	3	55
	幸田町	45	0	0	0	0	4	0	38	3	45
小計		1,560	0	0	28	0	107	0	1,403	62	1,600
東三河管内	豊橋市	433	0	0	4	0	19	0	407	3	433
	豊川市	216	0	0	0	0	9	0	207	0	216
	蒲郡市	90	0	0	0	0	6	0	84	0	90
	新城市	51	0	0	2	0	1	0	48	0	51
	田原市	61	0	0	1	0	2	0	58	0	61
	設楽町	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	東栄町	4	0	0	0	0	1	0	3	0	4
	豊根村	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	小計	863	0	0	7	0	38	0	815	3	863
合計		4,868	1	0	63	0	241	0	4,539	78	4,922
		構成比 %		0.0	0.0	1.3	0.0	4.9	0.0	92.2	1.6

[第6表] 2024年度 知的障害者判定件数（市町村別）

(件)

区分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他	計
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	16	280	0	0	296
	瀬戸市	6	85	0	0	91
	半田市	3	118	0	0	121
	春日井市	14	255	0	0	269
	津島市	2	38	0	0	40
	犬山市	0	37	0	0	37
	常滑市	0	50	0	0	50
	江南市	3	85	0	0	88
	小牧市	5	133	0	0	138
	稻沢市	3	95	0	0	98
	東海市	1	64	0	0	65
	大府市	0	79	0	0	79
	知多市	4	82	0	0	86
	尾張旭市	3	49	0	0	52
	岩倉市	1	38	0	0	39
	豊明市	3	52	0	0	55
	日進市	1	37	0	0	38
	愛西市	1	45	0	0	46
	清須市	1	49	0	0	50
	北名古屋市	3	50	0	0	53
	弥富市	0	28	0	0	28
	あま市	3	60	0	0	63
	長久手市	2	29	0	0	31
	東郷町	1	16	0	0	17
	豊山町	0	10	0	0	10
	大口町	1	14	0	0	15
	扶桑町	4	25	0	0	29
	大治町	1	30	0	0	31
	蟹江町	1	22	0	0	23
	飛島村	0	2	0	0	2
	阿久比町	0	19	0	0	19
	東浦町	1	40	0	0	41
	南知多町	0	6	0	0	6
	美浜町	2	25	0	0	27
	武豊町	6	47	0	0	53
小計		92	2,094	0	0	2,186

(続き)

(件)

区分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他	計
西三河管内	岡崎市	27	342	0	0	369
	碧南市	5	85	0	0	90
	刈谷市	6	131	0	0	137
	豊田市	35	374	0	0	409
	安城市	23	137	0	0	160
	西尾市	13	129	0	0	142
	知立市	3	56	0	0	59
	高浜市	6	40	0	0	46
	みよし市	2	44	0	0	46
	幸田町	4	39	0	0	43
小計		124	1,377	0	0	1,501
東三河管内	豊橋市	20	371	0	0	391
	豊川市	10	188	0	0	198
	蒲郡市	8	79	0	0	87
	新城市	1	46	0	0	47
	田原市	3	55	0	0	58
	設楽町	0	3	0	0	3
	東栄町	1	2	0	0	3
	豊根村	0	3	0	0	3
	小計	43	747	0	0	790
合計		259	4,218	0	0	4,477
構成比 %		5.8	94.2	0.0	0.0	

[第7表] 2024年度 知的障害者判定書等交付件数（市町村別）

(件)

区分	療育手帳			年金等 診断書	その他	計	
	新規	再判定	再交付				
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	6	251	31	16	64	368
	瀬戸市	8	77	15	6	14	120
	半田市	4	93	11	3	45	156
	春日井市	7	223	27	14	71	342
	津島市	1	35	4	2	10	52
	犬山市	2	39	5	0	9	55
	常滑市	3	49	5	0	16	73
	江南市	1	77	7	3	15	103
	小牧市	7	114	16	3	29	169
	稻沢市	10	74	6	0	28	118
	東海市	5	69	12	1	14	101
	大府市	4	68	7	0	22	101
	知多市	6	72	4	3	11	96
	尾張旭市	2	41	6	3	13	65
	岩倉市	5	31	3	0	9	48
	豊明市	4	51	6	3	5	69
	日進市	1	36	1	1	8	47
	愛西市	4	38	5	1	7	55
	清須市	5	41	1	1	13	61
	北名古屋市	3	50	7	1	16	77
	弥富市	2	25	2	0	8	37
	あま市	4	57	14	2	9	86
	長久手市	3	25	2	2	5	37
	東郷町	2	11	6	1	5	25
	豊山町	1	8	0	0	4	13
	大口町	3	11	1	1	2	18
	扶桑町	1	24	2	4	6	37
	大治町	5	20	5	0	4	34
	蟹江町	0	20	0	1	5	26
	飛島村	0	2	0	0	0	2
	阿久比町	0	15	2	0	6	23
	東浦町	0	35	4	1	10	50
	南知多町	0	6	0	0	1	7
	美浜町	2	22	1	0	8	33
	武豊町	0	45	2	6	11	64
小計		111	1,855	220	79	503	2,768

(続き)

(件)

区分		療育手帳			年金等 診断書	その他	計
		新規	再判定	再交付			
西三河管内	岡崎市	12	249	25	26	71	383
	碧南市	5	56	8	5	18	92
	刈谷市	3	88	5	5	32	133
	豊田市	19	283	30	35	66	433
	安城市	13	98	11	19	33	174
	西尾市	5	99	9	11	31	155
	知立市	6	38	3	2	9	58
	高浜市	1	30	1	5	11	48
	みよし市	2	32	9	2	7	52
	幸田町	1	32	1	5	7	46
小計		67	1,005	102	115	285	1,574
東三河管内	豊橋市	6	276	41	18	89	430
	豊川市	4	149	18	9	35	215
	蒲郡市	6	63	3	8	10	90
	新城市	1	30	4	1	15	51
	田原市	3	43	3	2	9	60
	設楽町	0	2	1	0	1	4
	東栄町	0	1	1	1	1	4
	豊根村	0	1	1	0	2	4
	小計	20	565	72	39	162	858
合計		198	3,425	394	233	950	5,200
構成比 %		3.8	65.9	7.6	4.5	18.3	

2025年11月発行

編集発行 愛知県中央児童・障害者相談センター（企画・児童指導課）

名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎7階

電話：052-961-7250(代)

FAX：052-950-2355

